

第六十八回国会 大蔵委員会 議 録 第二十三号

昭和四十七年四月二十六日(水曜日)

午前十時八分開議

出席委員

委員長 齋藤 邦吉君

理事 宇野 宗佑君

理事 丹羽 久章君

理事 山下 元利君

理事 松尾 正吉君

理事 上村 千一郎君

理事 木村 武千代君

理事 佐伯 宗義君

理事 中川 一郎君

理事 原田 憲君

理事 松本 十郎君

理事 毛利 松平君

理事 山口 シヅエ君

理事 佐藤 観樹君

理事 藤田 高敏君

理事 山中 吾郎君

理事 小林 政子君

理事 木野 晴夫君

理事 藤井 勝志君

理事 廣瀬 秀吉君

理事 竹本 孫一君

理事 奥田 敬和君

理事 倉成 正君

理事 地崎 宇三郎君

理事 中島 源太郎君

理事 坊 秀男君

理事 村田 敬次郎君

理事 森 美秀君

理事 吉田 重延君

理事 平林 剛君

理事 堀 昌雄君

理事 貝沼 次郎君

出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君

大蔵大臣 水田 三喜男君

出席政府委員

大蔵政務次官 田中 六助君

大蔵省主計局次長 吉瀬 維哉君

大蔵省主税局長 高木 文雄君

大蔵省銀行局長 近藤 道生君

大蔵省国際金融局長 稲村 光一君

国税庁長官 吉國 二郎君

委員外の出席者

参 考 人 河野 通一君

参 考 人 日本銀行副総裁 河野 通一君

大蔵委員会調査 室長 末松 経正君

委員の異動

四月二十六日

辞任

堀 昌雄君

同日

辞任

八百板 正君

補欠選任

堀 昌雄君

補欠選任

八百板 正君

本日

の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

二二二号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

三三三号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

四四四号)

日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣

提出第一九号)

準備預金制度に関する法律の一部を改正する法

律案(内閣提出第一八八号)(参議院送付)

○鹽務委員長

これより会議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の

一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正

する法律案の各案を一括して議題といたします。

各案は、昨二十五日、提案理由の説明を聴取り

たしてあります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次これを許しま

す。奥田敬和君。

○奥田委員

昨日から、所得、法人、相続の三法

ますけれども、本日総理の御出席を得て質問の機

会を得たことを感謝いたします。

私にとっては、総理に対する質問は最初であり

ますし、あるいはこれがまた最後の質問になるか

もしれません。そういう意味において、私の公人

としての非常に記念すべき日であると思ひますの

で、貴重な時間に、総理の積極的な御答弁を願

ひたいと思ひます。

ただ、質問に入ります前に、わが党の総裁とし

て、また政治家としての先輩としての立場で御教

示を願ひたいわけでありまして、かつて英

国の名宰相といわれたディズレーリが「私は国家

構造の中でよいものをすべて保存しようという保

守主義者であるが、悪いものをすべて除去しよう

という急進主義者でもある。このことはわが自由

民主党の精神でもあります。今日のように国の

政策目標が、経済、生産第一主義から総理の言わ

れる福祉優先へ政策転換をはかるというときに、

すべていままでの既存の政策をこの辺で洗い直し

てみる、新しい価値観で直さるべき大事なとき

に、味わうべきことばであるうかと私は思いま

す。総理はこのような考え方をどう評価します

か、お答えを願ひたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣

どうも大蔵委員会とあまり

関係はないかと思ひますが、ただいま御指摘にな

りましたように、とかく保守ということばがそう

いうにおいを持つものですか、ただ、いままでの

やり方をそのまま守っていく、こういうような感

じを持たれるのですが、しかし政治に志す以上、

悪いものは勇断をもって処理していく、またいい

ものは幾ら古いものであろうが墨守していく、こ

うなくちゃならない、かように私は思ひます。そ

うに保守党のよき、保守党哲学というものがあ

る。しかし、どうもその保守党哲学なるものが理

解されておらない、そういううらみもありますか

らただいまのような発言が出たのだらうか、か

うに思ひますが、そういう意味では、むしろ保守

党こそほんとの社会的改良をはかつていく政党で

はないか、かように私は思ひます。だから

大いに胸を張って保守党であることを私は自慢し

たいような気がいたすわけでありまして。

○奥田委員

税の問題は国民生活に一番密着して

おる問題ではありますけれども、たいへんじみで

ございます。しかし国民間にいろいろな批判の高

まったものは、やはり縮小、廃止といううなき

びしい政治姿勢で検討していく方向が必要でな

らうかと思ひます。

ところで、本日の質問も、いままでこの委員会

でたびたび必ずといっていいほど問題になり、ま

たさきの委員会の附帯決議としても決議がなされ

ました租税特別措置法の問題に連して御質問を

したいわけでございますけれども、法人の交際費

の問題、これは年々改正の方向をたどっており

ますけれども、私はこれは税の問題であると同時に

企業モラルの問題であると思ひます。さきの

附帯決議においても、この租税特別措置法は非常

に複雑多岐にわたっており、総理御存じでしょう

けれども、百四十八項目もあります、しかも長期

化、慢性化しているいろいろな意味で租税公平の原則

を欠いておるといふことで、私たちが常に問題に

しておるところであります。交際費も営業政策と

してはなるほど理解できる面もございますけれど

も、何か役得が社用族を生み、社用族が無責任な

消費社会、無責任社会、これが諸悪の根源の一つ

となつておるような風潮になっておるような気が

私はいたします。そこで、一転して企業モラルを

向上させる意味においても、健全な消費とか、そ

ういう形においてもこの問題はいまこの時点にお

いて、明年度の税制改正においても直ちにメス

を入れるべき大切な課題であらうと私は思ひます。

交際費課税について基本的に総理はどうい

う考え方を持っておられるのか、改廃、規制強化

という方向で積極的に検討されておられるのか、お伺いしたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 これは私が申し上げるまでもないことですが、税の問題こそは各国の議会史におきましても最もその中心をなすものであります。何が一番先に問題になるか、税だ、これの国民の負担がはたして適正であるかどうか、また公平にそれが負担を要求しておるかどうか、そういうことが一番問題になった、かように思ひます。だから逆にいえば、議会は税の扱い方そのものの歴史だといつてもいい、こゝまでいえるんじゃないか。奥田君が指摘になりましたそういう意味におきまして、この税の取り扱い、個々の税の取り扱ひです、これは公平の原則に沿つているか、さらにまたそれが適正なる負担であるか、同時に国民の負担が適正に使われるかどうか、こういうところに国会の基本的な活動がある、かように私は思つております。

したがつて、ただいま言われまゝ交際費の取り扱い方の問題にしても、ただいま申し上げるような観点に立つて検討されてしかるべきだ、かように思ひます。いままで大蔵省でとってきたのも、ただいま私が指摘したような意味においてこの問題と取り組んでおる、私はさうに理解しております。具体的に、ただいまの状態では直ちに非常な急激な打撃を与えるという事はなかなかできない。これがやはり負担の問題、同時に公平の問題、こういうことでありますから、その是正をするにいたしまして、徐々にそれが是正の方向に向かつておる、これにどうももの足らなさを感じている、かような御意見もあるうかと思ひますが、そういう意味でやっていると御理解いただけておるのではないか、かように思ひます。

○奥田委員 総理の御指摘のとおり、総理の御答弁にもの足らなさを感じます。私は、是正は徐々にやつてあまり大きな変化を与えるな、公平の原則、しかし洗い直すべきときだといふ総理のおなかの中は前向きに取り組んでおられるのだと思ひます。

昭和四十七年四月二十六日

ただ、この交際費課税は、昭和二十九年に創設された当時は、いままでほとんど野放しに近い、全部交際費というものは損金算入されておつたような状態を、交際費支出というものを抑制しなければならぬ、企業体質を強化して内部留保をしなければならぬという形で創設されたように聞いております。しかし大きな経済成長の過程の中で年率二〇〇近い伸びを示す、しかもこれが既得権化して、健全な形の消費あるいは健全な形の当初の創設の目的に反するような方向にきたということも事実であらうかと思ひます。まともな給与所得者にとつては非常に大きな怒りになる問題だと思ひます。私もたまに行つて自分で払つてみてびっくりするわけですが、ああいう世界というのが、私はそれだけを指摘するわけではありませぬけれども、非常に大きな社会矛盾の根源になつておるのじゃないかと思ひます。また、営業行為の中で従業員の慰安行為とか会社が祝賀等に使うようなカレンダーとかちやわとか、売り上げの正規の割り戻しとか、景品売り出しとかという経費の面についてはちゃんと法律上は損金算入の措置がとられておるわけですが、この行為は、全く供給接待という形だけに、むしろ交際費の使途が限られておる形なんです。したがつてこの大蔵委員会でも、交際費が毎年度毎年度増加していく形に關しては、もう超過額に對しては全額ペナルティーで一〇〇％不算入の措置をとつておるとかあるいは交際費を少なく使つた会社に対しては税の緩和措置を講ずるとか、法的には努力しておるわけですが、これはまだ効果があがつてない、そういうぐあいにも思ひます。私はここで提案したいのでございまして、私はここで提案一兆七億近い交際費の中で、大法人と中小法人を比べてみますと、中小法人の場合には現在の四百万の限度額、あるいはプラス資本金の千分の二・五という形の中でほとんどプールされております。大企業がそのワケを非常に——会社が大きいからあたりまえだと言われればそれまでですが、私にはそうではないと思ふ。そういう形の

中で否認割合が六〇％近くなつておるわけですが、このことは、中小企業にとつてみれば四百万という限度の中でほとんどできる。ところが、大企業にとつてはこんな四百万なんというのはどうでもないのです。千分の二・五、つまり一億の大企業は二億五千万のそういう交際費の控除措置がある。一億の中小企業の会社にとつてみれば、こんなものな二十五万か、あるいは一千万の会社にとつては二万五千円ですから、こんな千分の二・五というのは関係ありません。したがつて、私はここで一定額控除の四百万を、中小企業には非常に影響あるけれども、この際三百万に減らす。そしてまた大企業にとつては非常に影響のある千分の二・五という率を千分の一に持つていく。そして否認割合が今日七〇％になつておるのを八〇％に引き上げる。こういう中小企業も大企業もみんなが苦勞し合つて、そして財源は、総理の言われぬ新しい高福祉社会の建設のほうへ持つていくというわけですから、お互いに血を出し合つて、お互いにそういう形の姿勢というものを国民の前に示されるのが私は大切だと思ひますので、こういう私の提案あるいは考え方は間違つておるでしょうか。

○佐藤内閣総理大臣 奥田君のただいまの御提案、私はそれなりに評価いたします。ただ、もう一つ考へていただきたいのは、事業において交際費と同じような役割りを果たしておる、そういうものないろいろの問題がございまして、そういうものに対する課税と交際費の免税、そういうものはたして均衡がとれておるかどうか、こういう問題も一つあるうかと思ひます。狭い範囲でなしに、税として考へる以上、やはり広範に考へるべきだろう、かように思ひます。大蔵省も、そういう意味でこの問題をほうっておくつもりはないようです。また、期限が到来する来年になれば、さらに全般をにらみ合せて、しかる上に処置をとる、かように申しておりますから、これらの点はもうすでに説明されたことだと思ひますが、私からも確認しておきます。

○奥田委員 もちろん総理の言われるとおりで、これがただ目玉商品である——総理の専売特許ですけれども、いわば国民感情に非常にいい効果をもたらすであろうという形における目玉であるという点において、交際費の問題を取り上げたわけですから、土地の問題もございまして、いまから触れる医療の問題についても、やはりこの問題はいろいろの形で、決して交際費の問題だけではありませぬ。

次に、医療の問題、医療の社会保険診療報酬に關する特例について一言触れたいと思ひますけれども、何かいま、医療天国日本と言つたら表現がどぎついかもしれませんけれども、お医者さんにとつても患者さんにとつても、非常にありがたい国であらう。諸外国の例を引くまでもなく、私、実際に申しておりますから実際にさういふ感じがいたします。ただ、何か悪いやつほど太るというやうな形にこの問題がなつておるというものが非常に齒がゆいのです。ここに堀先生も本委員会にはいらつしやいますので、あまり専門的なことはありませぬけれども、正当な診療報酬体系の確立ということは大事だと思ふのです。私も友だちに医者がたくさんおられますから、たとえば盲腸の手術一つするにしても、こゝしは上がつて一万二千円何ぼになりましたけれども、いままでは六千八百円。しかも補助員をつけて、正規の看護婦を二人つけて、補助の看護婦をつけて、四人も五人も、いわばさういふ法で定められた人を立ち会わせて、しかも手術時間が一時間半もかかつて六千八百円というやうな形は、どうしても診療報酬の体系の中に大きな矛盾があるといふことを、私たちが再三指摘して、今度多少なり上がつてきたけれども、とにかく水増しをしなければいかぬ。たとえば薬の問題もありませんけれども、製薬会社のプロパーが医者のところにどんどん売り込みに行つて、しかも倍に近いやうなリベートをつけて、ただで置いてくるやうな形の中から、今日製薬メーカーの全生産量にも匹敵するやうな報酬薬価の請求が行なわれるというやうな矛盾を生んで

きておる。また、病人でないような病人を診療しなければやらないといふような形の、常に水増しの中でやらないといふ形にならないといふ状態を生んだことは、いろいろの原因があると思ひます。

しかし、そのことは別にしても、今日お医者さんがこういう特例措置の中で七二%に近い形が必要経費であるという形で控除されている恩典というものは、私はこの際洗い直されるべきであらうと思ひます。やはり十万人のお医者さんが一人平均すれば八十万から百万に近い大きな形の控除規定でありますので、私はこの面について、医療報酬のこういう特例措置については、その点について非常に大きな不満を持っておる人間の一人でございます。ただまじめなお医者さんは、こういう形がなくなつても、必要経費は必要経費として、このばらつきのある医療行政にもう少しきめのこまかい形をすれば、必ずしもこれにこだわつておられないと思ひます。そうしていかも、このことが時限のきめられていないという形においても慢性化してきておる、既得権化してきておる、こういう形も洗い直すべきであらうといふことを私は非常に痛感するわけでございすけれども、この社会保険診療報酬に対する特例、こういう問題に關しての總理のお考えはどうでしょうか。

○佐藤内閣總理大臣 奥田君御指摘のように、これは一つの大きな税制上の問題であるばかりでなく、これは社会的な問題にもなつております。ただ私、冒頭に保守党の理念を申し上げましたが、やはりこの経過を一度たどらないとたまたまのやうな点についての十分の理解が得られないのじやないか。私は医療制度が不十分だ、社会保障制度が不十分だ、そういう際にお医者さんの免税あるいは減税、そういうことで処理した、それがやはり一つの理由になつておる、こういうところに基盤がある、これを正していかないと、いま要求されるやうな新しい診療の制度、これが確立できない、こゝも考えるべきではないだろうか、かやうに思ひます。したがつて、いま税制調査会やある

いは診療の關係の審議会等であるる答申しております、そういうものをやはり取り上げて、その線でこの解決をはかつていくといふことにならないければならぬ、かやうに思ひます。

この問題には医療分業の問題もあるし、薬の問題になつてくれば少くも薬が多過ぎやしないか、あるいは誇大広告がありはしないか、この広告の問題もやはり税の對象になり得るのではなからうか、いろいろの発展すればたいへん問題だらうと思ひます。しかし、ただいま中央医療協議会でもこの問題を取り上げておりますし、また税制調査会でもこの問題を取り上げております。その方向でわれわれは答申を尊重して解決の方向にはかるべきだ、かやうに私は考えております。

○奥田委員 どうも欠点のない御答弁ばかりでしたので、私は非常にすれ違ひのやうな感じがいたしますけれども、私は時間がありませんで、この診療体系の正しい意味での確立と租税公平の原則に照らし合せての既得権化している今日の特例措置問題とはおのづから別個の問題だと思ひますけれども、總理は總理ですから、あまりこまかいことの面については、あまり私が期待する形の御答弁を望むといふ形は無理だと思ひます。

ただ最後に一言、時間だといふ通告がありますので、触れたいのは、所得減税の問題でございます。大蔵大臣は、平年度ベースにおいても二千五百億やつておるのだといふ形であります。私もそのとおり理解いたします。ただ、一般の国民感情からいって、なるほど去年は所得減税の繰り上げ減税していただいた、たいへん大きな福音がありました。しかし一般の生活者の立場からいって、これはこゝろややはり不況立て直し、そしてまた物価高、こゝろや形の中から何とかこの際政府として積極的に減税に取り組んでほしいといふことが事実であると思ひます。口ではわあわあ不平は言ひますけれども、生活内容は少しづつ豊かになつてゐるのは事実ですから、事実エンゲル係数も年々低下してゐる状態から見ても、そ

いう問題とは違つて、やはり減税という形に対する國民の期待は非常に大きい。總理はかつて昭和四十一年度のあの不況のときに、自然増収が一千億近いわずかなかなかつたときに、二千億の減税といふ形を大断行されて今日の經濟の成長の一つの大きな基礎をつくられてきたわけですから、したがつて、この辺で國民に大きなおみやげと申しま

すか、ほんとうに大きな政治決断によつて減税を断行していただきたい。もちろんこれに對しては野党間の中から財政法四條のいろいろな赤字公債なりいろいろな問題を指摘されると思ひますけれども、事少くとも財源を減税に使うといふ形においては野党もそう反対なさらないだらうと思ひますし、こゝろや意味において、こゝろや特例措置における縮小、改廃における財源も大事ですけれども、同時に新しい形の所得減税、円の再切り上げ防止にもつながることでもありますし、け

さの新聞なんか見てもやはり円の再切り上げが世界の國際經濟社會の中で底流となつておるやうなものに關しても、私はやはり年内減税をやつていただくことによつて大きな景氣浮揚にもなるし、そして大きな形で今日の不況感といふものが一掃されるのじやないか、こゝろや形において總理の年内減税を断行する意思ありやいなや最後の質問にしておきたいと思ひます。

○佐藤内閣總理大臣 減税は私もやりたい、こゝろや気持ちもございすけれども、ただいま年度が始まつたばかりで、まだ予算も衆議院は通りませんが、こゝろや状況でございすから、もうしばらく經濟の動向も見きまつて、その上でやらないといふけない、かやうに思ひます。しかし、いまの御要望、これは當然政府が考えるべき、また頭にしよつちゅう置いて、國民の利益を考えなくてはならない、かやうに思ひます。ただ片方で減税は財源を縮小するのですから、同時に公債だけでもいかぬし、やはり政府のやるべき仕事はうんとありますから、それらのことも考えながらうま

も控えていますから、やりたいと思ひます。

○奥田委員 ありがとうございます。

○齋藤委員長 広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 總理とこの委員会でお目にかか

るのは、毎回のことながら年に一回といふことと

鉄が経営赤字をかかえて、累積赤字が四十六年度末には約八千六百億くらいになるというふうな事態と、国会において予算の問題もあるし、それに加えて国鉄の場合は運賃法の改定という問題、再建の問題をかかえておるといふような状況を考慮したのだからと思いますが、しかし、この春における統一労働者の賃上げというものはやはりそれはそれなりに何らかの解決をつけなければ、いたずらに紛争は長期化するだけで、こういうことしか残らぬだろうと思います。連休前にこの賃上げに決着をつけようと言っておるのに、それが労働者側としても心ならずも、おそらく五月中旬ごろまで、特に世紀の政治といわれる沖繩返還の日あたりまでこの大紛争が長引くというふうなことも考えられるわけでありまして、したがって、いまこそ政府が決断を持って、そういうようなことなしに連休前にこの紛争処理をして労働者も満足する、こういうふうな事態にすべきだと思

いますが、この点についての政府の最高責任者として、しかも国鉄出身ということで、最も国鉄の事情には精通しておられる首相の見解をお聞きしたいと思うわけでありまして、

○佐藤内閣総理大臣 広瀬君からいきなり国鉄のいまの争議について政府の考え方を尋ねがございました。大体、私が申し上げるまでもなく、争議というのは労使双方にまかす、いわゆる政府が権力的介入などはしない、これが本来のたてまえでございます。しかし国鉄のようないわゆる官営五現業になってまいりますと、どうも政府は同時に当の相手方でもある、そういう意味で、それに介入せざるを得ない、こういうこともありますので、これはいわゆる政治権力をもって介入、こういうふうにはとらえないようにしていただきたい、かように思います。どうも政府が口を開くと、政治介入、こういうことになるようであります。ことに首相、総理という立場においての発言は、そういう意味であまり好まれない、したがって、今回の五現業に対するあつせんにつきましても私は関係しない、その成り行きを見ていた、こういう

う状況でございます。これは政府自身が争議の扱い方について、そういう考え方をしておるんだというように御理解いただきたい。これは別に争議について冷淡だ、こういうわけではないので、これはやはり当然のことだろう、かように思います。

そうすると、ただいま言われるように、国鉄だけ別な扱いは困りはないか、こういうことを言われますが、これもそれなりに私に理解ができません。これは経営上の赤字である、また、たまたま運賃法も出しておるし、また再建整備法の御審議もいただいております、そういうものもこれからどうなるかわからない、そういう状況において政府自身が当事者能力も持たない、いかにもしかたがない、こういうことが言えるのじゃないかと思ひます。私は五現業といいますが、五現業には五現業のそれぞれの立場があります。ある程度の相違があります。その五現業がどうしても統一行動をとらなければならぬという、そこにも私は一つの反省すべき点があるのじゃないか、かように思っております。これは統一行動だ、こういうことで五現業は五現業なりに、それぞれの立場は違つても、同一行動をとらなければならぬ、こう言われると、そこに少し無理があるのじゃないか、かように思っております。私は、ただいま国鉄の再建について、国会において運賃法あるいは再建整備法、これらについては真剣に御審議いただき、また政府はこれにぜひとも通ず、成立を期待している、こういうことで努力している最中でありまして、私はただいま申し上げるような、ただいまのような状況のもとにおいて、この統一争議、こういうことはいかにかかと思ひます。ただ同じような官業であるという立場において、これは統一行動だ、こう言われても困りはないだろうか。これから一つの例になつてまいりますから、私はそれぞれの公共企業体の特性、それはやはり生きてしかるべきだ、生かされてしかるべきだ、かように思っております。い

ずれにいたしましたも、中労委もこの状態を見てほつておくようなことはしない、かように思ひますし、私は中労委がどういふような処置をとりまつか、これは十分見守りたい、かように思ひます。

ただいま御指摘になつた別にその点で議論するつもりはありませんが、各国の例を見ると、ずいぶん長期にわたつて争議が行なわれておる、英国の最近のローソク—電力ストあるいはアメリカの港湾スト、非常に長期にわたつておる。それらの産業ばかりではなく、庶民の生活にまでも非常な影響を与えておる。こういうことが、それは働く者の権利ではありましようけれども、どうもそこまで無制限にやられてしかるべきかどうか、私は疑問なを得ない、かように思ひます。ここには私も国鉄の出身者でありますから、国鉄については十分の理解を持ち、いまの時代の組合の諸君が、いわゆる羽目をはずしているとは思ひません。私はやはり会つて話をすれば十分理解され、そうしてその特殊事情について、余裕のない、聞く耳を持たない、かようにまでは言われたい、かように思ひますが、どうもそこらについてやや最近では意思の疎通を欠いておるのじゃないだろうか、かように思つて残念でたまりません。

ただいま申し上げますように、重ねて申し上げますが、それぞれの特殊事情がございますから、その特殊事情のもとにおいてやはり考究していただきたいし、ただいま審議しておる諸法案、そのもとにおいて有額回答、これをできないことはこれはおわかりだと思ひます。しかし、それをし何らかどうせ有額回答そのものが実施はされないだろう、中労委があつせんすればまた変わった状況にもなるのじゃないか、こういうふうに見通しを立ててのいろいろの御議論もあらうかと思ひます。が、それらのことはしばらくおいてこの問題はもっと冷静に処理すべきではないだろうか、かように思ひます。

それを私の、先輩としての佐藤の所見、むしろ総理というよりも佐藤の所見としてお聞き取りをいただきたいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 総理からるる答弁があつたわけですが、どうも、どうもなかなかこれは意見がかみ合ひそうもない。限られた短い時間で——論争をしなければ総理との距離を埋めるわけにはいかぬわけですが、どうも、いま事態を見守つておつた、政府が出るということはどうかと思ふということでありましようけれども、その中では少なくとも総理はいらるる三公社五現業それぞれ事情が違ふ、それをなぜ統一をするかということとは、これは労働者の権利に属するものであつて、そのことについて総理はどういうことを表明されることは、これこそいかにかと思ふわけでありまして、むしろこれは総理に取り消してもらいたいくらいのことではないかと思ひます。しかし、まあそのことで論争はしません。しかし結局労働争議というものは、やはり同じような立場で共同の歩調をとらうということとは、これは労働者が自主性をもつてきめることですから、それについていろいろの経営状態には差があるというふうなことを理由にして統一されるものかどうかというふうなことはなしに、世界の全部の労働者が、たとえば港湾労働者がアメリカでだいぶ長期にやりました。そうして生産性が三〇%、その辺しか上がつていないのに、一五%程度の賃上げはちゃんとつておるわけですね。ヨーロッパの諸君は、大体ドイツでも、あるいはフランスでも、イタリアでも、イギリスでも、もう生産性の上昇率をはるかに上回る賃上げをずっと十年來獲得しているのです。そういう事情だつてあるわけですね。

国鉄の場合、たとえば確かに経営がいま赤字になつておる。このことについて、これはもう問題を本質的に総理にもう一ぺん考えていただきたい。一体、国鉄が何のために赤字を出したか。これは新しい国民に対するサービスのために設備投資にもうすでに第一次計画から第四次までですが、この間に、大体十年程度の間に四兆円の投資

をやっているわけです。それを全部自分でまかなって来たところにあるし、あるいはその他の企業体としてはどうかと思う公共負担というようなものがある公共性において負担させられてきたという問題、したがって、そういうものを考えれば運賃、特に貨物運賃なんかを非常に低率に据え置いたということがほとんど日本の経済発展に寄与したかというようにも考えていた。またその利便を受けたものは、国鉄のすべての赤字は全部国民に還元されている赤字だ、これが本質の問題じゃないでしょうか。全部これはもう国鉄が、特に職員が高い給料を取って、戦前は高かったのです。これはあなたがおられたところは商工省の次は鉄道省というふうな時代があった。その当時は鉄道省というふうな時代があった。それがいまや相対的にうんと低くなっている。これは現実には労働省の調査を見てもらいたい、今日ほかの公共企業体よりもむしろ安く買収している。全産業のいろいろな職種を産業別賃金を見ても、それよりも基本給において低くなっている、こういう状態、しかも職員の年齢構成、家族構成というものは比較的高い、こういうような事態があるわけなんです。

める案件として国会にも持ってくるんだという、そういう法的整備もなされているわけですから、それはそれなりの形でこういうことが必要だけれどもここまでは出したというのをやることは一向差しつかえないことだと思ふのですが、その辺のところを含んでもう少し前向きな答弁をなされないと、これはヨーロッパ並みあるいはアメリカの港湾ストを引かれイギリスの電力ストを引かれた、そういう事態にだんだん近づいていくというところにあなた自身が拍車をかけ、そういう方向に誘導されているという非難をこうもつて、あなた自身これは陳弁できないであらうと思ふのです。そういうことを踏まえてもう少し前向きな答弁を願いたいと思います。

いうことであります。税調では、昨年十二月に年内減税をやって四月から改正ということにしたわけ、その際千六百五十億やったということで、まあ年度当初の減税と両方合わせれば三千億をこえるわけでありまして、その効果がこうして二千五百三十億ばかり持続している、こういうことなんでしょうが、これは主税局長はおわかりになるかも知れぬけれども国民にはちっともわからない論理なんです。しかも政府見通しでも五・三％物価は上がりまして、これも言われておるわけなんです。そういう中で、これも所得減税をやるべきであるという声は非常に国民の間に強い。しかも昨年総理が景気浮揚のために非常に有効かつ即効性のある減税、しかも総理の言われる福祉への転換、生産第一主義から人間尊重への転換、生活優先への政治へと、こういう方向にも合致をしながら不況克服をなし遂げることができ、まさに両善の政策であるということが言えるわけなんです。しかも昭和四十六年度の当初予算と比べて、四十七年度の自然増収は五千七百三十二億と見積もられているわけですね。しかも所得税の増収は五千九百三十二億と、むしろ所得税の自然増収が四十六年度の年度当初予算に比べて上回っているんです。それで補正後の予算と比較しても全体的な自然増収が一兆四百八十九億、そういう中で所得税の自然増収が六千七百八十二億ということにもなっていて、補正後に比べても七割、自然増収全体の中で所得税の自然増収は七割を占めている。こういうようなことも考え合わせて、これはやはりまだ景気も底が入った、去年の五千億の公共事業投資というふうなものもいまになってかなり効果もあらわしてきているというふうなことで、やがて明らかならなれたのではないかと、いうような状況にはあるけれども、民間設備投資などは全く二年連続減少をしているというふうなことで、なかなか景気がもう一つ盛り上がりぬというふうなこともあるわけで、そういう景気浮揚対策、しかも政治における発想の転換と称する問題、この

問題両者とも満足させていく、そういう意味というものをこの所得税減税というものは持つわけでありまして、そのことを総理も昨年踏まえて年内減税に踏み切られた。これをことしもやはり老人対策、寡婦対策というふうなことで百三十六億で、すくなくとも手直しの減税にとどめて一般減税をやらなかったというところは、どうして大きな問題だと思ふ。そういう点からこの問題を、やはりかなり景気回復が長引く、本格的な景気回復、景気浮揚というものが長引くというふうな事態を踏まえたら、年内減税をやる御意思があるかどうか。この点を、大蔵大臣はいつでも大蔵委員会に来ていただけますから、総理のお考えを、去年やられた総理のお考えを、ことしもやはりやるべきだという立場に立って伺いをしたい。

そういうものに対して赤字を理由にして、そうしてそのカバーのために運賃法を出しているからという理由にして、有額回答が自主的な立場で出せないという理屈は、先ほどいろいろ例を引きましたけれども、労働問題においてそういうがんこな態度というものはやはり政府がらみをするからさかしておるといふところにその有額回答ができないものがあるのではないかと、そこを聞きたいのです。それをこういう条件で、たとえば予算が通ったならばこの程度のもものは出せまうというので、よそのところは出しているわけですね、三公社五現業とも出しているわけです。そういうような同じようなレベルに持っていく、そして政府がこれは予算上資金上困難であるという事態には国鉄当局はちゃんと議決を求

○佐藤内閣総理大臣 どうもこの問題を議論していると、本来の本筋からいふはずれるようです。ただ私は、いまの段階において政府が最初有額回答ができなかったその事情は先ほど来申し上げたとおりでございます。最近何かもう少し同一に扱ってほしいというふうなあつせん方を依頼もされておりますし、私はそういう点については政府もさらに考慮すべきだ、かように思っていますから、この程度にこの問題はあつせんからしていただきますと思います。

○佐藤内閣総理大臣 所得減税、これについては先ほど奥田君にお答えをいたしましたから、これで御了承いただきたい。私は、いま年度が始まりましたばかりですから、ことしの状況がどんなになりますか、その状況を見て、しかる上で処置をする、かように御理解をいただきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 ですから、それはそのとおりです。所得が上がる。景気が浮揚して所得が上がる。そうならば必要な社会的な処遇、これを改善もできる。そういうよりは景気の安定をはかり得るという、そういう押える役割も今度ではできない。そういうこと、その考え方が一つ定着するのじゃないか。かような意味において思い切ったこの際に年内減税に踏み切ってみよう、それだけの

○佐藤内閣総理大臣 ですから、それはそのとおりです。所得が上がる。景気が浮揚して所得が上がる。そうならば必要な社会的な処遇、これを改善もできる。そういうよりは景気の安定をはかり得るという、そういう押える役割も今度ではできない。そういうこと、その考え方が一つ定着するのじゃないか。かような意味において思い切ったこの際に年内減税に踏み切ってみよう、それだけの

○佐藤内閣総理大臣 ですから、それはそのとおりです。所得が上がる。景気が浮揚して所得が上がる。そうならば必要な社会的な処遇、これを改善もできる。そういうよりは景気の安定をはかり得るという、そういう押える役割も今度ではできない。そういうこと、その考え方が一つ定着するのじゃないか。かような意味において思い切ったこの際に年内減税に踏み切ってみよう、それだけの

○佐藤内閣総理大臣 ですから、それはそのとおりです。所得が上がる。景気が浮揚して所得が上がる。そうならば必要な社会的な処遇、これを改善もできる。そういうよりは景気の安定をはかり得るという、そういう押える役割も今度ではできない。そういうこと、その考え方が一つ定着するのじゃないか。かような意味において思い切ったこの際に年内減税に踏み切ってみよう、それだけの

○佐藤内閣総理大臣 ですから、それはそのとおりです。所得が上がる。景気が浮揚して所得が上がる。そうならば必要な社会的な処遇、これを改善もできる。そういうよりは景気の安定をはかり得るという、そういう押える役割も今度ではできない。そういうこと、その考え方が一つ定着するのじゃないか。かような意味において思い切ったこの際に年内減税に踏み切ってみよう、それだけの



そこで、せっかくのところを、話が続きますので、大蔵大臣にお伺いしてみたいのですけれども、これはこの前の新聞に書いてあることですからほんとうかどうか知りませんが、まあ固定資産税の評価がえ、特にいま負担調整方式でたいへんややこしいやり方になって軽減をされているという問題、あるいは公示価額を上回って売買しても、現在の場合にはそれほど課税になっていないわけですが、その辺のところも課税を強めたいというような記事が出ているわけなんです、そのあたりは大蔵大臣いかがでしよう







源確保が先決である、こういうふうな正直に手のうちを見せたいのであるが、さういふことも、総理大臣は、こういう高福祉十カ年計画というふうなものをつくるお考えがあるかどうか、この点について伺いたいと思います。

○佐藤内閣総理大臣　ただいま高福祉、高負担を簡単に言われましたが、どうもまだ考え方は高福祉、高負担が定着しておらないのではないでしようか。高福祉はみんな希望しておる。同時に軽負担、このほうの考え方が相当多い、かように私は思いますけれども、高福祉、高負担、これはたいへんけっこうなこと、そういうことにならざるやうな経済状態であることが必要なんです。高負担に耐え得るというか、高負担でも別に苦痛を言わなくて済む、そういう世の中になる、国民生活をそこにまで持ち上げていかなければならないように思うのであります。そこで、いまの大蔵大臣が言った財源措置が大事だ、こういうことにもなるうかと思ひます。ただいま新しい経済計画で福祉計画の長期計画を考えております。こういう場合において、やはり資源の配分、こういうことを重点に置いての新しい経済計画が樹立され、それが実行される。もちろんこれは長期にわたるものでありますから、途中において手直しをしていくことは当然であります。とにかく目標なしにいまの政治をやる、こういうわけにはいきません。ただいま御指摘になりました福祉、こういう事柄についてはやはり高福祉、高負担、それに耐え得る経済状態、そういうものをつくっていかなくてはならない、かように私は思っております。

○貝沼委員　その経済状態によって、どうも大蔵大臣のことばかり考えますと、ほかに何か財源の当てがあるような感じがするわけでありまして、けれども、そういう考えはこれには含まれておるのでしようか、それとも含まれてないのでしょうか、大蔵大臣。

○水田国務大臣　財源はひとり税だけの問題ではないと思っております。たびたび申し上げることでございますが、受益者負担ということにつ

いての原則をもう少しはっきりさせるといふことによつて、ここから出てくる国費のロスがどのくらい防げるかということを考えますと、非常に大きい金額になるんじゃないかと思ひます。たとえば食糧制度一つ改革することによつても一兆円といふものがここで出てくる。国鉄の問題でも一兆円以上の赤字の累積になってきて、最後はこれが全部国民負担になってきて、健康保険の問題においても同様でございますが、赤字が二、三億円の累積するし、もし何らかの措置をとらなければ本年度は三千億の赤字累積になる。こういうものが合理的に防げるということでございます。それから、ここでも二兆も効率的な資金といふものが捻出されるということ考えますと、今後福祉政策に踏み切つて相当財政需要がたぐさん要る、したがつて、その財源といふことはむずかしいといつても、こういう面から合理的に捻出できるものも相当あるといふことは考えられます。

たとえば老人対策で本年度は資金の關係から本年度の予算としては二百億円の前後の所要経費でございますが、来年度は平年度化して一千二、三百億円になるということも、本年度は財政需要でわずかに千億の資金の余裕がなかったためにそういう措置をとつていふことを考えますといふと、国費全体の中から一兆、二兆のロスを防げるというふうなことが考えられるのでしたら、これによつても福祉政策といふものが相当前進できると考えられます。したがつて税負担だけではなくつてそういう点の福祉政策への踏み切りをここでつけた以上は、いままでの財政についてのそういうものの総洗いをする必要があるといふふうにも考へておりますので、こういう問題はこれからの真剣な研究課題であると私は考へております。

○貝沼委員　その総ざらえといふのは、どういう方向に向いての総ざらえになるわけですか。いままでのをある程度やめるといふ考えがあつての総ざらえですか、それともいままでのをもつと継続させるという意味の総ざらえですか、どういうのを考へておられますか。

○水田国務大臣　一時いわれておりました財政硬直化のいろいろな原因を除去するといふようなあらゆる施策が財政政策においては必要であるといふふうな考へるわけでありまして。

○貝沼委員　それについてもまだ議論があるわけですが、先ほどから申し上げたいと思ふのです。

先ほどから話がありまして、景気浮揚の一助として個人消費を促そうといふので、総理大臣が声をかけてきまつた減税でありましたけれども、その後一連の公共料金の値上げ、たゞいま話がありまして物統令の廃止等があり、あるいは医療費の値上げなどがありまして、減税がむしろ焼け石に水といふふうな感じがするわけでありまして。例を申し上げますと、夫婦二人の標準家庭であります。年収百五十万円くらいの人であります。月割りで大体八百七十円余りの減税があります。二百万円ありますと、大体千四百四十円くらいになります。そのうち子供が一人たとへば国立大学に入つていふといたしますと、授業料の支出が値上げ前よりも二千四百円増になる。それから教科書代もまた高くなる。定期代も高くなるというぐあい、減税分なんかむしろ帳消しにされてしまつて、これでは消費がふえるどころかむしろ家計としては赤字になつてしまつて、かえつて使いくくなつてしまふ。それからまた医療費で見ると、厚生省調べによりますと、国民一人当たりの自己負担額が年間平均五、六千円から六千円といわれております。二月から一、二割ぐらゐの値上げで考えますと六百円から七百円ぐらゐふえることになりまして、四人家族でありますと年間二千四百円から二千九百円ふえることになりまして、この辺までくると、結局減税効果は影も形もなくなつてしまふといふことになるわけでありまして。

こういう実情でありますので、先ほどから主張がありますように、私はやはり物価政策という面から年内に減税すべきである、こういうふうに思ふのでありますけれども、総理大臣はこれに對してどういふ考へ方を持たれるのか。先ほどは予算

がまだ通つていないからという話と、それからまたこれからよく見きわめるといふ答弁でありましたけれども、それならば予算が通つた曉においてそれに対する見解を表明されるのか、あるいはまたよく見きわめると答弁がなされておりますけれども、いつごろまでにその結論を出されようと思つておられるのか、この点についてお願いいたします。

○佐藤内閣総理大臣　誤解を受けては困りますが、いまの御議論は、所得は全然ふえないで固定されて、ただ減税だけで負担が軽くなる、しかし一方で支出はどんどんふえる、だから非常にアンバランスでこれはちつとも減税も役に立たない、こういう御議論のように受け取れるのです。しかしそうじゃなくて所得もやはりふえておりますから、その所得の増加率が物価の上昇率を上回ると、これは所得がふえていくからそこにある程度の楽もあるし、また減税いたしても免税点を切り上げてもやはり税収そのものはふえていくと総額としてはふえるとか、こういうことで国の必要な財源をまかなうことができる、こういうことにもなりますので、ただその前置きがやや私の感じではちつと違つていふ感じがいたしますので、その点をまず一つ指摘しておきます。

それから、ことしの減税の分につきましては、これは何と申しましても予算が通つたその曉で私どもがとやかく言える筋のものでもないし、一般の景気動向を見、そして収入予測を立てた上で初めてそのことについての取り組み方、政府の態度を明確にできる、かように御了承いただきたいと思ひます。もちろんそれまでに必要な諸手続をとつて初めて政府は政府のとるべき処置を明らかにする、かように御理解をいただきたいと思ひます。

○貝沼委員　これは総理、所得が上がつていふことは私もわかつていふのです。しかしながら、たくさんの人と会つていろいろと具体的なお話を聞きますと、総理がものすごくよい上がるやうな感じで言いましたけれども、やはり総じてそう

じゃないのです。そう上ぐるぐらいであれば、これほど不景気ではないのです。それはたとえば給料がきつときまっているような人は、これはある程度そう言えるかもしれないけれども、実際は不景気、不景気という時代でありますから、上がるどころか仕事がなく困っている人が多いのです。したがって、総理が先ほど前提に置いてくつがえされましたけれども、必ずしもそうではない、私はそう申し上げておきます。

それから、あと三分ばかりでありますので、問題だけを出します。

一つは、現在大蔵省あるいは郵政省においていろいろ庶民金融のことについて考えているようでありましても、これがなかなか結論が出ません。そこでこれは大蔵大臣に聞いても郵政大臣に聞いても結論が出ないと思っております。結局最後には総理大臣にお尋ねするわけでありましても、政府としてはこの庶民金融の要求に対してどういう施策を今後とられようとするのか。要するにいまのものをやるかやらないかは別いたしまして、今後の方向としてどういうふうな考えをお持ちなのか。庶民金融をやってくれという声は非常に高いわけです。それに対して政府としてどういうお考えがあるのか、これについての答弁をお願いいたします。

○佐藤内閣総理大臣 庶民金融は大事ですから、これはやらなければならない、ことに無担保に近い金融、これはやらなければいかぬと私は思っています。もちろん庶民金融という限りにおいては少額の金融措置、これが必要だ、かように思っています。今日農協あるいは労働金庫その他等におきましてもすでに庶民金融はいたしておりますから、ただ新しく金融機関をふやすだけが能ではなくて、その金融が徹底するようにすることが必要だ、かように思います。

○員沼委員 それならば総理の考えからいいますと、現在郵政省で考えているようなものは妥当だとお考えでしょうか。

○佐藤内閣総理大臣 これはいろいろ金融機関の問題でございまして、私どもが一部のこれは適当だと適当でないとか言うことはいかにかと思ひますが、私も少し両省、関係省において十分検討すべきだ、問題ははたしてそれが国民に利益するかどうか、そこをよく考えていかなければならぬ、やはりやる事柄は政治、これは国民相手でございますから、国民の喜ぶことはわれわれも取り組まなければならぬ、かように思っています。

○員沼委員 それならば、たとえばこういったようなものかどうかという反応を見るために、政府は積極的にそういう政策を出されるお考えはありますか。

○佐藤内閣総理大臣 いままでもそういう意味のものがある程度指導しておる、かように私思っております。そういうことかからいようなものが出てきておりますけれども、やはり資金そのものはもしまとめて財投の原資になれば役立ちますが、しかしこれをまた小分けいたしましたと庶民金融という看板倒れになりましてなかなか十分の効果をあげない、こういう心配もありますので、そこらは金融と言ひ以上、やはり原資を十分持たなければこれが効果をあげるわけにいかない、かように私思ひます。そこらのところのむずかしさがある。

○齋藤委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 私は、総理、最初に要望をちょっと申し上げたいのですけれども、それは最近の動きを見ておきまして、行政が政治に優先しておる、事務が政治に優先しておるという傾向があるようにも感ぜられます。先ほど大蔵大臣いろいろおっしゃいましたけれども、私は、通貨交渉の場合もあるいはたとえば一つの三百六十レートを守るという問題も、これは事務的良心からいえばもともとだと思ふのです。しかし政治的に判断をすれば、それが何日間もてるか、半月もてないやうなものも三百六十レートをあたかも死守するかのごとき姿勢で取り組んでみて途中で失敗して

やめてみる。そのために日銀はいま四千五百八億円赤字が出たのはいいか悪い、水田さんだいたいどしどしつけを言っておられたけれども、とにかく問題は、見過しのないことを一生懸命突っ込んでいくというところにばくは判断がなかったと思うのです。これは本格的に議論すればいろいろあります。

それから最近の四次防の問題についても、これも理屈を言えば、私は防衛庁なりあるいは政府が言われておることも事務的に説明すれば一応もつともだと思ふのです。しかし政治的に判断すれば、いろいろ量的な積み重ねが質的な変化を起すような場合もありますし、あるいはいろいろな条件の中で政治的な判断を必要とする場合もあるものであろうに、こじれたと思ふのです。結局これもやはり事務当局が政治を誤ったようにぼくは思つてゐるのです。

それからわれわれの大蔵委員会で物品税の問題や事業主報酬の問題等についても事務的な議論をされる、その範囲においては一応正しい理屈、理論があるとは私思ふのです。しかしそれにもかかわらず、全体的な判断をすればやはりわれわれは承服できない。

要するに、いろいろの問題について事務が政治に優先しておるやうな感じが非常に多いので、これはやはり政治が事務をすべきである。サブバンは幾ら優秀でもマスターにはなれぬ、女中は幾ら優秀でも奥さんとは違ふということばもありますが、とにかく政治というものは政治自身の大きな判断が要するということを総理に最初に要望として申し上げておきます。

それから、第二番目といひますか第一の質問になるわけですが、これは私が三月の初めの予算委員会でも要望を申し上げました。もちろん私はその前に国会法に基づきまして事業主報酬の問題について質問書を出し、政府からも御答弁書をおいただきました。それに基づいてさらに質問をいたしまして、総理からも前向きで前組むという御返事をいただきました。そして事実税制調査

会においてもこれを取り上げられるということになったやうであります。その点は私は高く評価しておる。

私、最近総理に要望を申し上げた問題がもう一つありますが、それは例の独禁法問題で、独禁法はフェアコンベンション、公正な競争ということを中心でフェアブライズ、公正な価格を形成するということについては非常に大きな限界がある。

したがって、独禁法の再検討を願ひたい、再検討ができない前においてもいまの法の運用で、できる限り情勢にマッチした処置をお願いしたいということをお願いしました。これにつきましては、

その後の動きを見ておきますと、独禁法第四十条の、調査のための強制権限という問題があります。それを発動して、必要な会社から資料の提出なんかを要求しておられるように承つております。したがって、これはそういう御指示があったと思ひまして、高くこれを評価をいたしております。われわれは常に建設的に議論をしておるつもりでございまして、そういう総理の御答弁の中で約束されたことを次々に具体的に進めていただくということを非常に評価するものであります。それがそれとの関連において、この事業主報酬の問題も、税調で取り上げられた以上は、ひとつすみやかに結論を出していただきたいということをきょうは要望しておきたいのです。

この問題も、先ほど申しました事務の問題とちよつと関連があるのですけれども、御承知のやうに中小企業の場合は、資本収益と勤労性所得とがおもになつております。自分がおやじで、自分が労働者で、自分が経営者であるといった問題が非常に多い。アメリカの場合には自己雇用経営といつて、自分を雇用する経営なんですね。だから自分は雇用している主でもあるし、雇用されておる労働者でもあるというやうな意味で、自己雇用経営といふことがあつたやうですが、これは労働者であり、経営者であるという立場を最も端的に示しておることばだと思ふのです。そこで、私がこの問題を取り上げるのは、実は

二つあるのです、考え方の根本が。一つは、いわゆる法人成りということで、法人にさえなればおやじは社長になる、社長の報酬は損金で落ちる、法人になっていなければ、そのまゝいまだは何らそれを見てもらえないということで、ちょっと計算しますと、百八十万円くらいの収入があつていく場合に、それがかりに法人成りをして十萬円の社長報酬ということになって、百二十萬円を引いてあと六十萬円の事業所得、それを合算所得で計算するというところでやってみると、十二、三萬円違うんですね。だから法人になることをすすめる意味で、そういう若干の利益があることはやむを得ませんけれども、ちょっと大き過ぎるというようなこともありまして、税の公正ということから考えても、法人成りということだけで非常に差があるということはおかしいじゃないかということが一つなんです。

これは大蔵省に対して言いたいことなんです、もう一つある。それは、中小企業の一審大事な問題は数字の觀念がないんですね。いままではどんぶり勘定で、表と裏、企業の会計と台所会計とがごちゃ混ぜになっておる。でありますから、中小企業庁が最近努力をされて、それをいま指導しておられるわけですが、その指導の努力というものが大蔵省の税の課税という面では全然見ておられない。そこに問題があると思うんですね。で、税の公平の問題とともに、中小企業の経営の近代化、原価計算もはっきりさせる。損益計算もはっきりさせる。いま中小企業は、極端なことを申しますと、数字、計算の觀念がないものだから、もうけておるか損しておるか、自分でよくわからないんですよ。そういうごちゃ混ぜ経営、どんぶり勘定をいつまでもやらしておけば、日本経済の近代化に非常にマイナスである。だから私は表と裏とは別に、事業経営と台所とは別に、いま通産省が指導しようとしておられる努力のような方向を推し進めて、そしてどう計算してみても損にしかないような事業はやはり産業転換をはからなければならぬ。われわれも産業の

転換までちゃんと考えている。そういうことから見て、それは通産省、大蔵省がばらばら、分裂行進のみではなくて、やはり政府としては一体となつて中小企業の近代化のために通産省も努力する、大蔵省もこれをバック・アップする、プラス税の公平の問題もある、こういうことでございいますから、せっかく税調に諮問された上は、すみやかにそういう方向で取り組んでいただいて、結論を出していただきたい。

総理からもすでに予算委員会で御答弁をいただいておりますが、この際あらためてもう一度、そういう意味で総合的な立場からこの問題とも取り組むんだという御認識をいただけるかどうか。またその意味でこの結論も早く出して、年内にでも出していただくように、時期的な見通しについてお考えはどうであるかということ、あるいは総理と大蔵大臣とお二人から御答弁をいただきたい。

○佐藤内閣総理大臣 基本的ものの考え方、もつと政治家は政治家らしく行政事務を指導しろ、こういう考え方、これについては私も政治家なりに理解します。また、そうしなければならぬ。私は官僚出身ではありませんが、いつまでも官僚ではございせん。もう御了承いただきたいと思ひます。そういう意味で、竹本君もたしか若いときは役所へおつとめでございまして。しかし、これまた今日ばかりっぱな政治家です。やはり政治家として行政あるいは事務、これにリードされるようではいかぬ。また国会の運営においても、私どもそういう点で特に留意してまいるつもりでございす。

そこで、具体的な問題についていろいろおあげになりました。必ずしも全部が全部、私、賛成だとは申しませんが、ただいまの中小企業の問題について、通産省とあるいは大蔵省、その間の意見調整を必要とする現段階において、そういう段階に來ている。その場合に、冒頭の基本的原則に立って官僚組織をひとつリードしろ、かようなおしかりは、私どもこれは十分わかつておりま

すから……。ただ、そのためには、これは相当準備を必要とするのでございす。その準備がはたして間に合うかどうか。ただいま言われるように、できるだけ早く、しかもことしじゅうにというようなことを言われておりますが、私ははたしてそこまで間に合うかどうか、その点を心配でございすけれども、方向はいたしましては、私はこれは可能なことだ、かように思ひますし、また通産省が中小企業問題、これと取り組んでおる。通産省が主体でございすから、大蔵省の関係においても従としてこれにひとつ協力してもらいたい、かように思ひます。

ただいま言われたような会社組織、法人成り、法人になることをみんな指導しておる、かように言われますが、どうも法人になる、これが一時非常に流行いたしましたけれども、必ずしも全部徹底したとも言えない。最近法人になることをちよつとちよつとやっている向きもある。またどんぶり勘定だ。これは確かに中小企業の一審弱い点でありますから、そういう点がどこまで指導できるか、ここに問題があるのではないかと、かように思ひます。私はただいまの御指摘の諸点、必ずしも私が竹本君の言われることを全部理解している、かように竹本君はお考えでもないかも知れませんが、その方向でとにかくたゞま取り組んでおること、これだけはひとつ申し上げますから……。

なお、政府の足りない点は、御叱正、御鞭撻賜りますようお願いいたします。

○竹本委員 次にもう一つお伺ひしたいのは、今度は法人税の関係でございす。

先ほど、法人税を上げる、昔は四二%であったという議論がなされた。この点について私は、いま不景気の最中でございすから、どこまで上げるとかという議論はいたしません。ただ根本問題として、一つは、これは大蔵大臣からの御答弁でもけっこうですが、一つは、法人実在説というものと擬制説の問題でございす。政府は依然としてその点については擬制説に立たれるのか、実在

説に変わられるのか、その辺をひとつ承りたいと思ひます。

それから、それとの関連において、これは総理にお伺ひしたいのですけれども、現実に会社が一つの主体としてやっております。そこでいま日本の税制でも上のほうの会社は三六・七五%になり、下のほうの会社は二八%になる。もう二つの段になっているのです。そこで私どもが考えるのは、やはり法人税も、法人利潤税という考え方もあるわけですが、いずれにしてもそれが企業主体であるということ、その担税能力というものを考えながら、やはり多段階にして、いまは二八と三五とか三六・七五とかということになっているのを、もう少し段をつけたらどうか。すなわち、弱いほうにはもっと軽くするように、強いほうにはもっと担税力に応じてかけるように、いまはこれをどうするか何%ではありませんが、考え方の根本として、法人の実在説の上に立つて、現在二つの段階になっておるものを三つにするか、五つにするかは議論はいたしませんけれども、多段階の方向に持っていくということのほうが政治の姿勢に合うのではないかと思います。その点についてのお考えを総理から伺ひたい。

○水田国務大臣 実在説をとるか、擬制説をとるかという問題は、いまとなつてはもうあんまり重要な問題でないと私は思ひます。法人税率を全然いじらないで、変えないで、御承知のように配当控除率を引き下げたというようなことは、すでに法人擬制説を離れているということ、言えるのだからと思ひますので、この点はいまあまりこだわらる問題ではないと思ひます。

問題は、実在説をとるべきだという議論、そこには法人累進課税の問題とか、あるいはいまの配当控除を全廃しろとかといういろいろな具体的な問題があつてのことであらうと思ひます。そういう問題をどうするかという問題と取り組めば自然に解決する問題であるというふうに考えます。

さっきあなたから言われました中小企業税制の問題にしましても、いつか、三月一日のときに言われましたように、政府はかつてなときに法人税制をとおさながら、今度は観念的に、切りに切り離して考えられる中小企業税制について、これは実際的には一体であるというふうなことを言つて、その場合には税制をとおさないというふうなことが、そういう傾きもあると思ひますので、この際、こういう問題についてはやはり総合的な抜本的な検討をし直さなければいけないと考へますので、そういう問題とあわせて解決を、これはできるだけ早く、税制調査会にもお願いいたしまして、私も自身もこれと取り組んでこれを解決したいと思つております。

○佐藤内閣総理大臣 法人税率を多段階でやれ、段階を多くしろ、これは一応ごもつとものように聞こえますけれども、これもまた私がとやかく言うよりも、実際の扱いをする事務当局、これは事務当局を指導するという意味で事務当局にまかしたほうがいいんじゃないだろうか。どうもその専門でない者がとやかく言うよりも、またこれは徴税の技術とも関連してまいりますので、これはひとつどうぞよろしく願ひします。

○竹本委員 いま総理も言われましたように、政治の感覚としてはやはり多段階で考へることが当然なんです。これはいま論争になりますと時間がありまけんからやめませんが、水田さんから、このときには擬制説、このときには実在説、いまこういう議論がありました。いまかりにそうなっている場合でもわれわれは大体実在説をとつておる。しかし中小企業を助けるためにはそういうところの一つの擬制をやつたらどうかと思つておる。ところが、いまの政府が言つておるのは、大企業を救うために都合のいい議論をやつて、中小企業をのときはまた——同じように二つ使うにしても、大企業のために二つの立場をとるか、中小企業のために二つの立場をとるかという事で非常に違ふのですけれども、これは時間がありまけん

から、最後にもう一つだけやつて終わりにします。

これは先ほど議論のありました土地の税制の問題であります。これは再評価税とか——これは財産税的なものになると思ひます。これは水田さんがさつき仰せの、売り出しをしなければならぬというふうな場合もあるんじゃないかという御議論もありましたが、そのとおりだと思ひます。それから保有税という考へ方もある。固定資産税をどうするといふ問題もあります。いろいろありますが、私が研究してみたところでは、やはりこれは譲渡所得にかけていく以外にない。ところが法人の所得を土地の譲渡所得だけ分離してかけるといふことがまた税の理論でなかなかむずかしい。そういう点については、分離課税といふものがむずかしいければ付加税という形でかけていったらどうかといふ点を私もいま勉強してあります。

そこで、私が最終的にお願いをいたしたいのは、とにかくこれはまた不動産業者についてはどうするかといふような問題もいろいろあります。しかし土地の投機といふことがこれだけやましくなりましたので、土地の投機でもうけることだけは許さないんだという政治の姿勢がぼくは大事だと思ひます。そこでぼくは総理にお伺ひしたいのです。ちよつと、私は好きなことばでございましてから引用させていただきますが、ローマの法学者ケケロが、何びとも害することなく正直に生活をして、彼に属するすべてのものを与える、こういうのがローマ法の根本原則だといふことを言つたことがあります。これは私は非常にいいことばで、いまでもそのままいいと思ひます。すなわち、いまのように土地の値上がりで、家を持つとする人にも大いに害を与えてゐる。何びとも害することなくではなしに大いに害する。そして自分は正直に生活しているといふのではなくて、投機のために生活しているといふものに属するすべてのものでなくて、彼に属しないものまでも結果的には彼に与えておる。土地を、

投機した人に与えておるといふことは、これは法の正義からいって許されないとだと思ひます。

そこで結論的に、税法の問題についてはいま言ったように技術論がいろいろ考へられまして理論を勉強しなければいけません。結論として総理にお伺ひしたいことは、土地の投機によって不当な利益を得るといふことは、税制その他、まあ税制を中心として今後は許さないという政治姿勢が佐藤内閣にはあるのかないのか、その点だけ承つて終わりたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 これが私どものいまの政治目標でございまして。土地の投機によって不当の利益を受ける、もうけをする、こういうことを許しておかない。このために一体どうしたらいいのか。譲渡所得に対する課税あるいは土地の評価価格といふようなものをこしらへたり公示価格をきめたりいろいろしているのも、不当な利益だけを許さない、こういう立場でこの問題と取り組んでおるわけでありまして。もちろんそれは税だけの問題ではございせんし、金融等においても、また国の政策自身から見ても、公有の土地あるいは国有の土地、やはり土地は少ないのですから、そういうものを簡単に処分する、こういうことのないように、逆に公有の土地はふやす、こういうような基本的な態度で土地問題に臨むべきだ、かように思つております。この点では大いに監視してもいただが、同時に政府を鞭撻していただきたい。よろしく願ひいたします。

○竹本委員 終わります。

○齋藤委員長 小林政子君。

○小林(政)委員 大蔵省は物品税について全面的な再検討を必要として、現在改定の作業に入つていふといふふうに伝えられておりますけれども、物品税の洗い直しは一般消費税を前提とするものなのかどうか。それからその洗い直しの作業は、どのような構想と方針に基づいて現在進められていふのか。さらにまた、物品税の洗い直しで、どの程度の財源確保といふものを目標にして検討がされていふのか。この点についてお伺ひい

たしたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 必ずしも財源確保というふうな見地でございせん。物品税につきましては四十一年度以来改正が行なわれておりません。そのために社会、経済情勢の変化についていかれないといふことになっておりますので、そういう意味で、税収に結びつくことなく、税制自体の問題として何とかしなければならぬところに来ておるというふうに考へております。ただし、その改正を考へます際には、間接税体系全体の方向と離反したものであつてはならぬという、大きな方向から離れてはならぬといふことはもちろん絶えず考へるべきではございまして、当面は現在の矛盾をどうするかといふことが最も問題であらうかと思つております。

○小林(政)委員 単なる税制上の改正であつて、いわゆるアンバランスの解消、こういつたようなことが中心であるといふことをいま言われたわけですから、それでは一体、この洗い直しによって増税を考へているのか、あるいはまた洗い直しをして、そして実質的には減税という方向を打ち出そうとされているのか、この点についてお伺ひをいたしたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 品目によりまして増税もございまして、減税もあると思ひます。

○小林(政)委員 品目によって減税もあれば増税もあるかといふことでございましてけれども、私はいままでの大蔵大臣の委員会の中の発言等を伺つておりました。今度の物品税の改正については、いわゆる一般消費税への移行、財源確保といふような点については今後検討の余地がある、検討していかなければならない、こういう答弁をされておられ、事実その作業が進められていふといふふうに伺つておりますけれども、一般消費税、いわゆる付加価値税導入については、総理大臣、この問題について一体どのような考へを持つていふのか、お伺ひいたしたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 ただいま私がお答えいたしましたのは物品税についてでございまして、間接

とを考へなければならぬと思います。一般論とい



たしましては、従来日本はよくいろいろな形でいわれておりますが、過小流動性と申しますか、あるいは逆の意味でいえばオーバーローンという言い方でもいいでしょうが、そういう状況のもとにおきましては、金融を引き締めていかなければならぬ場合の手段というものが非常に強かった。したがって、そういう場合におきましては公定歩合操作というものが、もちろんそのほかのものもありまされども、われわれの手段としては非常に大きな意味を持つておったということが言えると思います。その後、この数年來、経済の実態といひますか、基調というものが非常に変わってきた。原因は御承知のようにいろいろありますけれども、従来の過小流動性が、だんだん流動性が充実にいたして来るようになってまいりますと、現在日本銀行の貸し出しというものは、例の輸出入関係という特別のものを除きますとほとんどゼロ、そういう状態のもとにおきましては、公定歩合というものによって全体の金融を調節するということのきき方というか、また有効性というものがおのずから制約されるのではないかと。現に、主として現在のわれわれの政策の中心はオペレーションで、それも従来やられておったオペレーションはむしろ買ひであって、いまはむしろ売りというオペレーションによって通貨の吸収をはかっていっております。

それから、先ほどの準備預金制度の問題をどういうふうにかえていくかという問題でございますが、これは先ほど銀行局長から御答弁がありましたとおり、また堀委員の御指摘になりましたとおり、今後におきましてこの活用ということが非常に重要なことになってくる。ことにいわゆる国際化ということがいわれてまいりますと、ますますそういうことが大事になってくる。ただ、現在さしあたりの問題として考えた場合に、この準備預金制度というものをどういうふうに活用していくかという問題は、確かに過小流動性ということがなくなつたことによって、そういうことを活用していく環境というものは整つてまいっております。

すけれども、現在の金融政策の基本というものがやはり金融の緩和の状態を続けてきた以上は、もちろんいま以上にさらにゆるめていくという必要はないかと思ひますけれども、現在の景気を浮揚さしていくためには金融の緩和と基調というものは維持していきたい、そういう事態にございまして、将来に向かつて長い見地からいいますと、この準備預金制度というものの活用のウエイトはだんだん大きくなるにいたしまして、現在にいたしましては、国内問題に関する限りにおきましては、やはり準備預金制度というものをここで急激に高くしていくというふうなやり方というものは、私どもは適當でないという判断をいたしております。もっとも、これはだからといって絶対にいま率を上げないという意味ではございせんけれども、少なくとも大幅な引き上げということとは私ども現在考えておらないわけでございます。

それでは、一体国際関係から来る非居住者に対する準備預金をどうしていくか、この問題は、先ほど銀行局長から御答弁がございましたが、私どももいたしましてはまだこの問題についてははっきりした結論を出しておりません。これから政府御当局ともこの法律が通りまして上におきまして十分御相談をしていきたいと思つておりますけれども、先ほど御指摘のありましたように、この問題に関してはやはり為替管理という問題と準備預金制度というものの活用ということとを両方から見ていく。これは一般論で、こういうことを申し上げることは釈迦に説法で、はなはだ恐縮でありますけれども、非居住者に対する準備預金の率を上げていくということは、つまり金利差をねらつて外資が入ってきますような場合におきましては、そのコスト効果を通じてこれを押える効果といひますか、そういうことは非常にあるわけでありま。しかしながら、かりに入ってくる原因というものが、ことばでは非常におかしいのだけれど、資本逃避といひますか、要するに、通貨に對する不安あるいは先行きに對する見通しをある一つの前提を置いて見て、コスト、金利差をかせ

ぐという意味でなくて、将来の通貨の値下がりであるとか値上がりであるとかいう問題をねらつてまいりました場合には、これは外国の例でもおわかりのように、準備預金率を上げるといふことはなかなか防ぎ切れぬという点がございまして、いま現在これをどういうふうに判断していくかというところが非常にむずかしい問題であります。私はしよちゅう言つておるのでありますけれども、この準備預金制度と為替管理制度というものは、そのときの事情によつて、どちらを使つていくか、あるいは両方を使う場合でも、どちらに重点を置くかという問題は、そのときの情勢によつて判断されるべきことであつて、いまここで、まだ法律の通つていない現在において、ちよつと先ほど銀行局長から御示唆があつたようでございますけれども、この法律が通つたらすぐ準備預金の率を幾らぐらひにしていきたいというところは、少なくとも私としてはまだ申し上げられる段階ではないということだけつけ加へさせていただきます。

○近藤政府委員 ただいま副総裁からお話があらうとございまして、あえて腰だめの数字を、個人的な見解として言えという仰せでございましたので申し上げただけのことでございます。今後国際金融局あるいは日本銀行当局と御相談の上きめてまいりたいということで、現在のところまだ全くきまつていないのが実情でございます。

○堀委員 いまのはそれでけつこうなんですけれども、そこで、私がちよつと副総裁にお伺ひをいたしましたのは、ゆるめていくときの手段ですね。ゆるめていくときには、準備預金の積み増しがあればこれを取りくずさるというところが一つの量的なコントロールになりましよう。また、いまお話しのように、しかしそうはいつても、ゆるめ過ぎているときには、オペレーションで逆に引き上げなければならぬ問題もあるという情勢もあるわけですから、そういうときに、いま問題にされておる、産業界からもう一回ここで公定歩合を引き下

げろという要請が出ておりますね。私は、現状の段階で公定歩合を引き下げてみたところで、あまり有効性はないのじゃないか。ある意味では、これまで日本の公定歩合というのは公定歩合主導型、プライムレート追従型といひますか、そういうふうなものでしたわけですが、だんだんとやはり日本の場合にも、いま必ずしも民間主導型とは思ひませんけれども、これまでの日本のような姿ではなくなりつつある。ややアメリカ的といひますか、アメリカほどはつきりはありませんけれども、けれども、實際問題は、そういう資金量の需給関係のほうでより大きな問題があるという感じがするものであります。その点あわせてもう一度少し正確に伺うと、私は、現在の諸情勢から見ていつ引き下げるかという話ではなくて、公定歩合の引き下げの必要は当面ないのではないかと考えているわけですね。その点については、日本銀行ではどういうふうな方向で考えておられるかをお伺ひいたします。

○河野参考人 長い将来の問題につきましてもここで申し上げるわけにいきませんが、当面私どもは、公定歩合の引き下げということとは現在考えておりません。いまの金利の状況から見ますと、市中金利は御案内のようにだいぶ下がつてまいりました。三月末における都市銀行の平均約定金利はたしか六・八八ぐらひになっております。これはおそろく戦後最低の水準だと思ひます。しかしながら、一昨年の十月に私どもが公定歩合の引き下げを始めてから最近まで五回、通計で一・五%の公定歩合の引き下げを行つたのであります。が、これに對して、まだ正確な数字はわかりませんが、けれども、全国銀行のこの間における平均約定金利の下がり方というものは、まだ〇・五%に達していないのではないかと気がいたします。そういう状態のもとにおきましては、むしろいま実態はどういうことか。景気を浮揚させていくためには、金利はさらにある程度は下げていくべきだと私は思ひますけれども、その場合に、公定歩合がもう少し下がらなければ全体の水準が下がら

ないというような金利の状態ではいまいごいません。むしろ公定歩合と市中金利との下がり方の幅というものは、これは何も基本原則というものがあつたわけではございせんけれども、われわれの過去の経験から見ますとまだ幅が残つておる。それを押さえているものは何かといへば、結局預金金利だと思ひます。この点についてはいろいろな観点から論じなければならぬので、これ以上は私も差し控えたいと思ひますけれども、少なくとも預金金利がこのような状態にあるならば、私は公定歩合を下げたつて何をしたらつて、公定歩合を下げなかつた場合と同じことなんだというような感じがする。したがつて、いまの公定歩合のままでも、まだ一般の買出し金利はある程度は下がるでしよう。ただ下がり方は、預金金利の下さるというこゝによつて、下がつていく限度はだんだん縮まつていくということではないか。そういう状態のもとにおいて、少なくとも単独で公定歩合を引き下げるということは意味のないことで、われわれとしてはいまのところ全然考へていない、こう申し上げざるを得ないと思ひます。

要するにすべてが企業金融という名のもとに、物価が非常に上昇しておるにもかかわらず、預金金利は企業金融を有利にするために下げるべきだといふに言へないのじゃないか。

○堀委員 その点は私も同感の点があるわけですが、いまの預金金利との関係の問題については、しかし依然として特に都市銀行その他では実はかなりの収益があつておるわけですね。収益をかなり犠牲にして金利をさらに下げていくということになりました場合には、私も預金金利の問題というものはまた別個の角度で考へなければならぬ余地もあるかと思ひますが、実は決算の状態を私も報道で拝見しておる限りでは、どうもまだ金融機関の利益が相当たくさん出ておる。ですから、そのところとの関連では、私はこの前予算委員会でもちよつと大蔵大臣に申し上げたのですけれども、金利の問題というのは考へてみるとやはり二つではないか。一つは、長期金利に関するものは企業サイドとの関係で、企業側の需要が低くなれば金利は下がる。ところが預金金利の問題は、これは国民生活に関係がありますから、やはり物価との関連である程度配慮をせまないと、

おいても、具体的にいへば都市銀行ということになりましようか、これらの銀行におきましては、まだ確かに収益上余裕があることは言へると私は思ひます。したがつて、こういう金融機関におきましては、私は現状の預金金利、公定歩合のもとにおいて、貸し出しの金利の低下ということとはさらに進んでゐる、また確かに申し上げましたように、ある程度はまだ貸し出し金利は下がるといふことはそういう意味で申し上げました。ところが、これはむしろ大蔵省の銀行行政の問題に実は関係してくるので、後ほど銀行局長の御答弁を伺つたほうがいいかと思ひますけれども、もっと小規模の金融機関、たとえば信用金庫でありますとか相互銀行でありますとか、そういった金融機関の中におきましては、もうすでにいまの預金金利と貸し出し金利がこれだけ下がつてくるとなかなか経営がむづかしいところも出てまいります。もちろんいますぐつづぶれるというような問題ではございせんけれども、だんだん収益上の余裕が乏しくなつてくるようなものもだんだん出てきておるのではないかと思ひます。そういうわけで、銀行行政上、収益の効率がよくてわりあい収益がまだ余裕のあるものと、そういうたいわゆる中小企業金融機関的なところでコストがわりあい高つていてそういう余裕も比較的少ないものをどういふふうな扱つていくかという問題が基本的には私は大事な問題だと思ひますけれども、この問題は後ほど銀行局長から御答弁をいただいたほうがいいかと思ひますので、私からは意見を差し控へさせていただきますと思ひます。

○近藤政府委員 ただいま副総裁からお答えいただきましたとおりの感じを私も持つております。先ほど堀委員から御指摘がございましたように、確かに金融機関はみずからの体質を合理化することによりまして、貸し出し金利は安く、預金金利はでき得れば高くというふうな方向でやつてまいることゝが、一番いい形でございまして、そういう意味で過去四年半にわたりまして金融制度調査会を舞台といたしましてそのような議論、いわゆる効率化行政の議論も展開されてまいつたわけでございます。ただ、先ほど副総裁からもお話がございましたように、体質の合理化その他に一定の限界がございまして、その意味で、ある限度に達しますれば預金金利が下げられるということとは当然のことになるかと存じます。そしてまた弾力的に下げるべきときに下げておきまさんと、上げるべきときにも上げられないという問題があるかと存じます。そういうことはございましてけれども、大筋におきましていただいま副総裁からお話のあったとおりであると思ひます。

○堀委員 いま日本の物価なり企業なりのいろいろな関連を見ておまして、たとえば日本の場合、いろいろな企業群の中で大きなものと小さなものとの間の格差というものは非常に強くあるも

○野野参考人 いま御指摘のように、いまの公定歩合を前提の上、しかも預金金利の現状のままに

おいても、具体的にいへば都市銀行ということになりましようか、これらの銀行におきましては、まだ確かに収益上余裕があることは言へると私は思ひます。したがつて、こういう金融機関におきましては、私は現状の預金金利、公定歩合のもとにおいて、貸し出しの金利の低下ということとはさらに進んでゐる、また確かに申し上げましたように、ある程度はまだ貸し出し金利は下がるといふことはそういう意味で申し上げました。ところが、これはむしろ大蔵省の銀行行政の問題に実は関係してくるので、後ほど銀行局長の御答弁を伺つたほうがいいかと思ひますけれども、もっと小規模の金融機関、たとえば信用金庫でありますとか相互銀行でありますとか、そういった金融機関の中におきましては、もうすでにいまの預金金利と貸し出し金利がこれだけ下がつてくるとなかなか経営がむづかしいところも出てまいります。もちろんいますぐつづぶれるというような問題ではございせんけれども、だんだん収益上の余裕が乏しくなつてくるようなものもだんだん出てきておるのではないかと思ひます。そういうわけで、銀行行政上、収益の効率がよくてわりあい収益がまだ余裕のあるものと、そういうたいわゆる中小企業金融機関的なところでコストがわりあい高つていてそういう余裕も比較的少ないものをどういふふうな扱つていくかという問題が基本的には私は大事な問題だと思ひますけれども、この問題は後ほど銀行局長から御答弁をいただいたほうがいいかと思ひますので、私からは意見を差し控へさせていただきますと思ひます。

○近藤政府委員 ただいま副総裁からお答えいただきましたとおりの感じを私も持つております。先ほど堀委員から御指摘がございましたように、確かに金融機関はみずからの体質を合理化することによりまして、貸し出し金利は安く、預金金利はでき得れば高くというふうな方向でやつてまいることゝが、一番いい形でございまして、そういう意味で過去四年半にわたりまして金融制度調査会を舞台といたしましてそのような議論、いわゆる効率化行政の議論も展開されてまいつたわけでございます。ただ、先ほど副総裁からもお話がございましたように、体質の合理化その他に一定の限界がございまして、その意味で、ある限度に達しますれば預金金利が下げられるということとは当然のことになるかと存じます。そしてまた弾力的に下げるべきときに下げておきまさんと、上げるべきときにも上げられないという問題があるかと存じます。そういうことはございましてけれども、大筋におきましていただいま副総裁からお話のあったとおりであると思ひます。

○堀委員 いま日本の物価なり企業なりのいろいろな関連を見ておまして、たとえば日本の場合、いろいろな企業群の中で大きなものと小さなものとの間の格差というものは非常に強くあるも

のが多いわけでありませう。そこで、たとえばかつてこういう例があるわけでありませうけれども、しょうゆの業界で、ひとつしょうゆを値上げしてもらいたい。しょうゆの業界というのは約三千ぐらゐの中小の業者がある。上のほうにはキッコーマン、ヤマサ等の巨大なしょうゆ産業がある。そうしますと、一番生産性の低いところは値上げをしてもらわなければいけない。そうするとその値上げというのはどこが基準になるかというところ、そういう限界的な部分が基準になってこでしようゆの値上げをされる。されませうとキッコーマンやヤマサはもうかかってしかたがない。しかしなおかつしょうゆの値上げは行なわれる。国民がそのあたりを食うというのが現実の姿です。

これは単にしょうゆだけでなくて日本の企業には非常にたくさんこういう問題があるわけだ。金融の場合もやはりそういう情勢があると思うのです。いまお話しのように市中銀行等で見ますとまだ十分余裕があるけれども、小、特に信用金庫その他におきましても大きなものはまだ競争力があるけれども、小さいものは競争力がなくなる。私はいまのしょうゆ産業でもそうだと思うのですけれども、その中で生産性を上げながら、必要があれば規模を大きくするとかいろいろ方向によって国民生活に役立つような政策が、強制されることは望ましくありませんけれども、自然に行なわれるのは、国全体としての効率化に資することになるのではないかと。そうしますと、ある意味では現状の金融緩慢というものがかなり長期に続くであろうという諸情勢の中で、きわめてコストの高い金融機関が、過去の金融がタイトであったときにはそれでいけたけれども、今後それでいけるかというとなかなかそうはいかない。しかしその金融機関をそのまま置いておくためには、いまのように預金金利も下げなければならぬというこのメカニズムについては、また別の角度からの金融政策という面があつてしかるべきではないか。

かすなという気持ちはないわけだ。ないけれども、片面においてそういう余裕がある金融機関があつて利益が出ていて、片方はたまたま規模が小さくてコストが高いためにたいへん困難だ、この金融機関を救済するために預金金利を下げましようという話は、すべての国民が納得するものではないのではないかと、こういうような一つの側面も実はあるわけだ。だからといって、私はいまの情勢をみて銀行局が上から指導をしてこうしろあしろと言われることはやはり抵抗も起るしいろいろ問題もあるから、そこまでやっていただきたいと言つてもありませんけれども、しかしこれは資本主義社会における企業の経営者はみづから自己責任において自分たちの企業を守るのが当然の義務だと私は思つておりますので、そこからはそういう人たちが利益といひますかロットが大きくなることによつてコストが下がるという資本主義の一つの原則もあることですから、そういうものと並行して行なわれる過程で、国民がまあそういうことがあつてもそう急にそれが進むわけでもないからこゝろでほどほどのところでは預金金利は引き下げてやむを得ない、こういうことになるのなら、私は預金金利の問題というものはもう少し考えていい問題だと思ふのですが、どうもいまの現状だけから見ますと、いまこゝろでただ単に預金金利を下げる、それはもう要するに企業に金利を安くするのだということだけではちよつと納得しにくいというのが私の率直な感じでございますが、これについては銀行局及び日本銀行ではどんなふうな感じを持っておられるか、ちよつと伺いたいと思ひます。

○近藤政府委員 ただいまおっしゃったとおりの感じを実は私も持つておる次第でございます。

○堀委員 副総裁にひとつ。

○河野参考人 結論的にはなかなかむずかしいことだと思ひます。だけれども、私はいまお話がございましたような問題はまさにそこにある。これを自由主義経済のもとにおけるそういう問題

をどのように解決するか。それが今度はそれじゃコストが安くなることと一歩を考へて中小企業専門の金融機関がどんどん大きくなって大きな企業に對してのみ貸すほうにシフトしていくということであつても、これは本来の目的から逸脱するという問題がある。そういう問題をこの自由主義経済の体制の中でどういふふうな調節あるいは調整していくかということが結局問題であり、確かにむずかしい問題だと思ひますけれども、問題意識としては私もそういうものを持っています。いうことは申し上げられませうけれども、それじやどういふ解決方法があるかということになりますとなかなかむずかしい、現実的な個々の問題について調整をとっていくことではなければいけないのではないかと、かように考へておるわけでありませう。

○堀委員 いま副総裁お触れになりました。私もそういう際に縦に再編がされるということは望んでいないわけだ。やはり横の再編によつてある程度、その地域の金融ですから、地域の金融は依然として地域で残さなければいけないけれども、その地域が非常に狭い地域であつていいのかやや広い地域になつていいのか、こういう問題ではないかと思ふのでありまして、そこはそんなに皆さんと私も考へて違ふわけではないようでありませう。

次の問題に移りますけれども、実は最近昭和四十六年十一月末の拘束性預金に関する資料をちよつとだいたひをいたしました。それを見ておりますと、だんだんと改善をされてまいりました。しかしこの資料で拝見をいたしましたも、都市銀行の中小企業向けの貸し出しについては、貸し出しに対する拘束性預金の比率というのはまだ九・六％程度にとどまつております。地方銀行は同じく九・九％、相互銀行は一一・五％であります。特に私が問題を提起しております信用金庫については二・四％、依然として非常に高い拘束の状態にあるわけですね。私はこゝまで金融が緩和をされておるならば本来はもっと拘束性預金という

ものが下がつていいにもかかわらず下がらないのは、いまのコストの問題といひますか、これは両建てにしておけばそれだけの表面上の貸し出し金利を安くしてもそれだけ減額をされるわけでありませうから、この中にいまの問題が象徴的にどうもあらわれているのではないかと、私はこういう感じがいたしてならないわけでありませう。現在の拘束預金の状態についてひとつ皆さんの御意見を聞きたいと思ひます。

○近藤政府委員 確かにこの十一月末の数字で見ます限り相互銀行などはある程度下がつておりますが、そのほかの金融機関につきましては下がりが方々それほど多くはないわけでございます。その後の情勢におきましてはある程度下がつてきているように私どもの平生の検査の結果等で見ますと、感じはいたしましてはかなり下がつてきていると思ひますが、この時期におきましてはまだたとへば貸し出し金の回収についてやや渋りがちであるとかそういうような現象もございませう、まだあまり下がつていなかったという感じはいたします。

○堀委員 その下がつていないことはこれはもうわかるのですが、その下がらない理由で、それは一体どういふふうな考へておられますか。

○近藤政府委員 ただいま申し上げましたように、昨年の十一月ごろの状況では、たとえば貸し出し金の回収等について渋るといったような現象がございまして、その点で拘束性預金比率があまり下がつていなかったわけでございますが、その後、特に新年になりましたからかなり緩利の情勢が進んでまいりましたので、拘束性預金比率もかなりの改善を見つたところというふうな考へます。

○堀委員 この機会をのがして私はこの拘束性預金の問題が正常化する時期はないと思ひます。私もいろいろ当委員会でも長年この拘束性預金問題をやつてまいりましたけれども、最終的に私なりに感じたのは、もうこれは金融がある程度タイトである間はしかたがない、幾ら言つてもなかなか金融機関の姿勢は直らない、こう思つたわけであ

それからこの際、かねてからよく問題になっておりましてそのままになっておる問題が一つあります。この前預金保険機構をいろいろ検討いたしました。この前、私の一つの持論であつたわけでありましたが、日本金融機関の支払い準備の問題がどうも不十分ではないかということで、ひとつ支払い準備をもう少し厚くするように考えてもらいたい、こう申し上げましたけれども、何さこれも金融がタイトのときに支払い準備をふやせといつてもなかなかふやすわけにまいりません。現在相互銀行法十三条はその支払い準備について法定をいたしておるわけでありまして、預金の支払

○近藤政府委員　金融制度調査会におきまして、次の議題といたしまして、いまのところきめられておりますのは金利問題、住宅金融問題というところに相なっておりますが、なおそのほかの問題幾つかにつきましてもときどきの情勢に応じまして検討をしていくということになっております。

機関がそういう他の産業の株を買うことによって、だんだん金融が緩和しておる際における貸し出しのルートを確立をしていこうなどということとは、まさに系列化を促進することになりまして、本来の金融機関の中立性という面から見ると、私は逆行しているというような感じがしてなりません。要するに金融機関が余資を運用されることにについては、これも私はある程度は理解をいたしますが、余資の運用のしかたにもいろいろあるろうか、こう考えるのでありますけれども、これらについてひとつ指導の立場にある銀行局及び日本銀行からお答えをいただきたいと思います。

○近藤政府委員　実は最近、確かに金融機関による株式の買い入れの量がふえております。そこで

私はスエーデンの問題に帰する、かように考えております。

○堀委員 いまの株の問題でちよつとつけ足しておきますと、ある事業会社の株を持っているとしますと、そのうちのトップのものはこれはメインバンクでありましようからさておいて、二番目、三番目にいるのはトップのすぐあとに、決してトップを越えないようでありますが、しかしこれはぴしゃつとくついで株の買い増しをする。三番目がそういうことをすれば二番目もやはりこれは困るといふんでまたそういうことが起こる。そうするとトップのほうは下がもうごく下まで接近してくるとメインバンクとしてどうもぐあいが悪いということでもまたメインバンクがあれするというような現象もあるやに聞いているわけでごさいます、いまのそういう企業に対する影響力を拡大すること、やや過当競争的な現況もあるような感じがいたしますので、ここらを含めてひとつ指導をきちんとしていただきたい。

もう一つ、いまお話が出ました土地の問題でありますけれども、これはもう実はすでに新聞でも出ておりますし、けさでしたか、きのうでしたか、不動産の問題についてはあまり介入しては困るのだというふうな見出しだけで、中身を讀むひまがなかったものでありますけれども、銀行筋の意見も出ておったかのようにあります。庶民一般からしますと、預金をした金が土地に投資をされて、そしてまたそこでバンクローンで住宅金融で金を借りて家を建てようと思えば、建てる土地は銀行が先回りして買っておったために高くなつたということでは、庶民の住宅に対する希望がいま非常に強いのに、政策的にも少し問題がある。だからこの問題は、余資の運用先として確かに土地はきわめて的確な値上がりを示しますから、収益対象としては望ましいかもしれせんけれども、しかし、金融機関の公共性という面から見ますと、これもおのずから限度があつてしかるべきもので、これも皆さんのほうの通達で不動産比率その他について規制をしていらいしいますか

ら、銀行がプロパーでそのものは買わなくとも、各種の関連のそういうものを通じて買つておるといふのが私は現状だ、こう考えますので、このほうは株より以上にきびしい規制をやつていただかないと、国民的利益に反する行為を、公共性のある金融機関が金融機関の利益のために行なうなどといふことで、私どもとして全くどうもこれは納得できないのでありますので、この点は少しきびしく、金融機関からのいろいろな意見もございまいしうけれども、国民の側に立った指導を強化をしていただきたい、こう考えるわけでありますけれども、いかがでしょうか。

○近藤政府委員 確かに金融機関が、これは公共的な免許を受けて成立している機関でございまして、土地の投機というふうなことに付いて融資をする、金融をつけるということになりますと、これは非常に大きな問題だと思ひますし、反社会的な行為と断ぜざるを得ないわけでございます。そこで、そういうことのないように、金融機関の経営者というものは存在するわけでございますので、その点につきまして、私どももいたしまして、ただいまの聞き取り調査においては最も重点を置きまして、どのようなニヘーピアで土地に対する融資をいたしておるか、その辺を現在調査をいたしておるところでございます。そこで、その結果を見まして、投資と投機との差別、その辺の区別は単なる聞き取りだけではなかなか区別はむずかしいかと存じますが、どの程度の審査、チェックをして土地関係の融資をしているか。最近建設業、不動産業等に対する融資がかなりふえていることは事実でございます。それらについての融資のニヘーピアを、十分個別の問題について聞き取りをいたしまして、その上で判断をいたしたいと考えております。

○堀委員 どうかこの二点については、さつき申し上げましたような金融機関の公共性ともあわせて、十分強力な指導をお願いしておきたいと思ひます。

最後に、国際金融局長も入られましたから、当

面する国際金融の情勢、最近当委員会では国際金融問題を論じる時間も少しありませんでしたから、やや落ちつききみであるかなという感じもしておりますわけでありますけれども、しかし、四月は新聞の伝えるところでは外貨準備もあまり表に出てくるものはないやうに新聞では見ておるわけですが、ちよつと最近の情勢を簡単にひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○稲村光政府委員 国際金融情勢一般に関しまして、通貨調整が昨年の十二月にございましてからあと概括して申し上げますと、二月の末あるいは三月の初めと申し上げたほうがよろしいかと存じます。それまではいろいろな要素がございまして、欧州各国それから日本におきましても資金の関係、主として資本移動の関係でございまして、けれども、それをもとにいたしまして若干為替市場に不安といひますか、これがあつたかと存じます。

その一番大きな原因は二つございまして、一つはアメリカの短期金利水準が非常に低くて、ヨーロッパ及び日本との金利差が大きくなつていたといふこと、もう一つはドルに対する信認といひますか、この不安から、アメリカの金価格引き上げ法案がなかなか議院に提出されないというやうな状況もございまして、それから新しい国際通貨制度に関する議論がなかなか始まらないといふこともございまして、そういう通貨面での不安といふものがあつた。こういう二つの理由で各国とも短資の流入に悩むという状況でございまして、日本も同様であつたわけでございますが、それに對しまして各国ともそれぞれ公定歩合の引き下げなりあるいは種々の短資規制の手段をとりました。日本におきましては、二月二十五日に輸出前受けの規制という手段によりまして、短資規制を行なつたわけであります。こういうやうなことで三月の初めまで至つたわけでございますが、このころから実はアメリカの短期金利が若干上向いてまいるといふ情勢がございまして、

他方、ECの通貨のナローバンドと申します

か、変動幅の縮小が大体きまりまして、これが一つの方向として一時はEC通貨の対ドル関係ではフロートするのではないかとといふやうなあれもあつたわけでございますが、実はそういうやうな方向にはまいりませんが、これはむしろ安定的にいふのじやないかとといふほうが次第に定着してまいり、他方、アメリカの金価格引き上げ法案もいろいろな心配をされておりましたけれども、順調に成立をする。それから新しい国際通貨制度に關します国際的な議論もだいたい具体的に始まりかけてきておるといふやうなこともございまして、心理的には、世界全体といつたしまして通貨問題についての鎮静化がだいぶはつきりいたしてまいりました。そういうやうな状況で、わが国におきましても短資の流入は一月、二月で終りまして、三月はむしろ従来の輸出前受け金が輸出に充たされるということ、まだ国際収支の最終的な確報は出ておりませんが、三角になるといふことではむしろ流出になる、三角になるといふことであります。四月はそういうやうな情勢が続いておりまして、為替市場はきわめて平穏に推移をいたしております。

他方、大臣が何回も御答弁になっておりますとおりの外貨活用策が先月から行なわれておりまして、為銀に対する預託でございましてとかその他の効果が次第に出てまいりまして、今月におきましてはあと二、三日のところでございますが、大体において外貨準備は三月末の百六十六億ドルをむしろ若干下回る程度になるのではなからうかといふやうに現在のところ存ぜられるところでございまして。

○堀委員 いろいろと事務当局からの話を承りました。政務次官、さつき私が申し上げました拘束預金の問題とか金融機関の株とか土地とかその他の諸問題については、やはり国民が非常に関心を持っておりますので、大蔵省としてできるだけすみやかに的確な処置によつて国民がそういうことについて不満を持たないやうな措置を進めていただきたいと思ひますが、最後の締め



くくりに政務次官から御答弁をいただいて、私の質問を終わります。

○田中(六)政府委員 堀委員御指摘のように、金融機関の公共性ということに肝を銘じて、政府といたしましてはその観点から十分行政指導してまいりたいと思っております。

○堀委員 終わります。

○齋藤委員長 竹本一君。

○竹本委員 最初に、日銀の副総裁のほうにまずお伺いしたいのですが、今度の準備預金制度は、もちろん公定歩合の持っている役割りというものを排除するものではないと思っておりますけれども、こういう新しい金融政策手段ができるということになりますと、重点がこちらにいくような傾向もないではないが、しかしながら私は、今度の制度ができて、なお、公定歩合の操作というものが果たす金融政策上の役割りは最も大きいものであると思うんです。そういう立場から、簡単に一、二のことを伺いたいのですけれども、一つは、日本の、あるいは日銀の公定歩合の動かし方というのはもう少し弾力的であっていいんじゃないか。昔といえますか、前に公定歩合ではなくて固定歩合であるといわれたこともありましたが、もう少しフレキシブルに、そのときの金融情勢に応じて動かすことのほうが本来の使命を十分果たすことになるんじゃないか。この点について副総裁のお考えをまず伺いたい。

○河野参考人 公定歩合政策の運用をできるだけ弾力的に申しますか、機動的といえますか、そういう形で進んでまいらなければならぬことは、私は、いま御指摘ございましたとおりと考えております。現に、いろいろ批判がございましてしょうけれども、一昨年の十月から約一年ちょっとの間に五回の引き下げをいたしました。その引き下げの幅が大きかったか少なかったか、これはいろいろ議論があるかと思えますけれども、私どもとしては、別に自慢をしたくはございませんけれども、わりあいフレキシブルに公定歩合操作というものをこの最近におきましては行なってきたと考

えますし、今後におきましても、金融情勢の推移をよく見ながら、あまりかたくなに、公定歩合というものをそう固定的に考えないような行き方で運用してまいりたいという気持ちは変わっておりません。

○竹本委員 重ねて伺いますが、そういう意味からいって、頻度もたびたび、あるいは自由に、あるいは機動的に公定歩合は動かしたほうがよろしいし、その幅もそのときの情勢に応じて、〇・二五できめたようなことでなくてもやたらいいというふうな意味で、いまの不景気に対して第六次の公定歩合の引き下げの議論もあるわけですから、私も、私はいろいろ、それができないというか、あるいはやりたくないという考えの根拠を考えてみると、やはり根本において、あまりたびたび動かしてはどうか、あまり大幅に動かしてはいけないんだというところのほうにむき合っているの根拠にかなってはいないかと思いますが、その辺いかがですか。

○河野参考人 私どもそういうふうに考えておらないのであります。しかし、公定歩合操作ということは、先ほど竹本委員も御指摘のとおり、中央銀行の政策としては重要な政策の一つ、柱でございますから、ただ思いつきとか、何と申しませんが、やつつけ仕事で公定歩合を動かすということには許されません。公定歩合を操作いたします場合には、その公定歩合を、上になり下になり、動かすということが非常に必要である。そして、したがってそれをやった結果、金融政策として、あるいは金融情勢に対して有効な作用を及ぼすことができるという判断のもとでないと公定歩合というものは扱ふべきことではない。そういう意味において、弾力的には扱いますけれども、安易といえますか、手軽にやっちゃえというふうなことで公定歩合というものを考えるべきではない、かように私どもは考えております。

○竹本委員 これは抽象論で言うとはほとんど議論にならぬと思うのです。機動的に動かせと言え、それはもっともだ、慎重にやれ、それももっともだと、もともとともどもではどうにもわ

かれないが、問題はいまの不況の判断の問題になると思うのです。日銀あたりも、底固めとかいうようなことで、いろいろ議論があるようですが、私も、私は、非常にこれは設備投資の行き過ぎというところから、ずっと歴史が根が深いんだから問題の深刻である。したがって特に公定歩合の心理的効果というものを考えて、この不況ムードの沈滞ムードを打ち破るためには何かの一つの刺激が要するといつて、そのために公定歩合の引き下げなら引き下げということをやっているわけだから、決して思いつきでやっているわけじゃないんです。しかし、これは現在の不景気の深さをどう評価するかという問題ですから、議論になりますのでこのくらいでやめますけれども、しかし私は、この際公定歩合も引き下げなければ、不況に対してもう少し深刻に受けとめなければ、従来の景気の波とは違う。すなわち構造的矛盾といえますか、われわれからいえば資本主義的な矛盾というものが相当深刻に根底にあるんだということを申し上げるにとどめておきたいと思っております。

そこで、先ほどの公定歩合操作と今度の準備預金の制度という新しい政策手段とは、ある場合は並行していく、またいくべきであらうと思うのです。しかし国際短資の動きその他のいろいろの条件もありますから、今後の場合には、普通の常識でいえばそれが逆にいくことも大いにあり得るし、あってもしかるべきだと思いが、この点については基本的な考え方として、銀行局長と副総裁とそれぞれ、これは逆にいくことはあり得るんだという御認識があるのかどうか、ひとつ聞いておきたいと思っております。

○近藤政府委員 ただいま御指摘のように、逆にいく場合というのは、しばしばあらうかと存じます。

○河野参考人 いま銀行局長から御答弁あったようにしばしばあるか、ちょっと私もわかりませんが、そういうことはあり得ると考えております。

○竹本委員 次の問題に入りますが、今度の準備預金制度というのは量的規制ということでしょうが、この場合に私一番心配するのは、日本の、いろいろ金融機関によって違いますが、金融機関もそうだし、ことに金を借りるほうの事業の立場から申しますと、かりに金利が高くて、この際はその金を借りて事業を進める、あるいは守るということが必要な場合が多々あると思うのです。しかし公定歩合の場合には、公定歩合が上がる、全体の金利が上がる、それに比べて少しまんすれば金は借りられるのです。ところが量的規制というものは、幾らがばってみても、金はないんだから貸せない。また、それがこの制度のねらいなんですね。そこに大きな矛盾があると思うのです。その矛盾があるということを認められるかどうか、また、認められたならば、その場合に対してはどういう打開の手があるのか、それを承りたい。

○近藤政府委員 ただいまの御質問のポイントは、準備預金の場合には量的規制であるから、引き締め政策としてはいいけれども、借りられないことになって非常に摩擦が大きくなるのではないかと、そういうことかと思っております。まあ、準備預金制度は、市中の通貨量をコントロールすることにしまして、景気調節をはかろうとするものでございまして、景気引き締めのために有効な手段でございしますが、景気上昇のために、準備率を引き下げて通貨量を増大させるということによって役立てることができるともございします。金利の引き上げによる引き締めのほうは、本来市中の通貨の需給関係を通じて、その結果として金利を上昇させることにより引き締めを行なうとするものでありますけれども、準備預金制度による引き締めの効果は第一義的には市中の通貨量が収縮するということでございます。第二義的には、その結果として金利が上昇するというところでございします。まあその意味では本質的な差異はないという見方もできようかと思っております。摩擦が大きいか小さいかということ、引き締めの手段によって違ってくるというよりは、むしろそれぞれ

の上げ下げの程度と申しますか、運用の程度によつてかわつてくるというふうに考えております。

○竹本委員 ちょっと御説明でまだよくわからないことがありますが、大休金をうんと貸してやろう、金利も下げてやろう、これは両方並行していきますね。ところがこんな場合に、金利も上げる、通貨量も取縮させるといふ場合に、その結果どうにもならなくなる。本来ならばこれがなければ、量の規制という手段のない場合なら、金利が上がるといふことだけで、金利負担を確保させるとすれば、一応問題は片づく。それから量的な場合にはないのだから絶対絶命です。絶対絶命で困つてしまふ場合があるのではないかと、そういう場合があり得ることを想定されますか、想定されるならば対策は何でありますかという点を端的に一つ伺いたい。

○近藤政府委員 いまお示しのごさしました金利と準備預金とそれからもう一つオペレーション、これはあるいは日本銀行のほうからお答えいただくほうがいいのかもしれませんが、その三者を併用しながら、その時々情勢によつてやつてまいらるわけでございまして、ただいま御指摘のありましたような点にもならない、ぎりぎりの締め方をしなければならぬような場合にはやはりそういうこともしなければいけないというふうに考えております。

○竹本委員 これは絶対金を貸してはならぬような場合ということになるのでしょうか、金利が、金の場合でも企業の立場からいへば、金利が、金を借りどこかに余地があればそれを借りて急場をしのぐといふことが可能だけれども、その最後の望みを断つてしまふということがありはしないか。それはもちろん経済政策全般の立場からそれを押えてしまわなければならぬかもしれぬが、それは金融政策で締め上げてしまつて、たとえばまいらしてしまふことは行き過ぎなんでは、金融政策がそこまでいくことはどうかという、また政策の限界の問題もあらうかと思うので

すね。ですから、運用に特に慎重を期していただくということを要望しておきたいと思う。

それから、次の問題に入りますが、海外からの短資の流入について国内の金融市場の攪乱をされるという心配があるということについて、ひとつ具体的にどういふ場合を想定しておられるかお伺いしておきたいと思ひます。

○稲村光政府委員 これは抽象的なケースについての御質問だと思ひますので、その例を申し上げますが、典型的な例はドイツに起こつたわけでございますが、ドイツでは為替管理をやつておられますために、ことに銀行部門におきましては準備預金制度でもつてこれを操作することができたわけでございますが、企業以外の部門につきましては、短資の流入を防ぐという手段がなかったために、非常に為替の投機が起こりまして、多額の外資が入つてきたというためにドイツが非常に流動性の超過ということですか、それで非常にインフレーション的な状態になつたということが一つの例として投機的なマルクに対する投機が起こりますとときには常起こつていたわけでございます。そういう状況が日本においても起こり得る一つのケースと考えられます。

○竹本委員 今後そういう具体的な場合が想定されますか。

○稲村光政府委員 わが国につきましては、ドイツと異なりまして、従来から為替管理の手段によりまして、短資が入つてくるという点につきましては、国際収支上の問題もございしますので、これを抑制するといふ手段をとつてきております。したがって、一般論として申し上げますと、おそらく外国から短資が入つてくるという場合に二つの誘因があるだろうと存ぜられますが、一つは内外金利差でございます。一つは為替投機と申しますか、レートに対する不安であるうかと存じます。そのうちの内外金利差のほうに關しましては、内外金利差を平衡化するという措置、たとえばたいま御審議願つております準備預金の制度の活用によりまして、その金利差をニュートラルにできるということになりますと、ほとんど輸入の圧力は減殺されるということになると存じます。他方レートに關する不安につきましては、やはりそういう不安が強い間は為替管理によりまして短資の流入を防ぐという措置を続けておりませんと、なかなか短資流入の抑制はむずかしいのではないかとこのように考えております。

○竹本委員 副総裁に伺ひますが、いまいろいろ御説明がありましたけれども、短資を押えるということになると、これはどういふふうな見なわをなうとかいふことがありますが、実際は去年の八月以降の国際通貨危機あるいは円の問題がやかましくなつたときに、むしろその前にこれがあつたほうがベターではなかったか。いまごろ考えつくのはちよつとタイミングをだいたい誤つていたのではないかとこのように思うがどうかということが一つ。

時間がないからあわせて聞きますが、第二番目にはそれらと関連して、為替管理がわが国はあるとかいつていろいろ議論になりましたけれども、日銀ではこの前の円騰貴といひますか、円買といひますか、それが行なわれることによつて、ドルで言うならばどのくらいのものが行なわれ、ドルが売られて円が買われるかという問題について何十億ドルぐらいと見ておつたか、その辺がわかれば教えてもらいたい。

それから三番目は、これと関連をして、一ドル三百六十円を守るといつて必死にやられたわけだけれども、あのやり方は成功であつたといまでも思つておられるか、あるいはほかの考えを持つておられるか、この三つをちよつと承りたい。

○河野参考人 あるいはお尋ねの点を聞き間違えておるかもしれませんから、もし間違つておりますら御注意いただきたいと思ひます。

第一の非居住者に対する準備預金の制度をもう少し早くつくつておいたらどうかという御質問かと思ひます。実はそれはそういう意見ももちろんあり得ると思うのですけれども、何ぶんにも金融制度調査会で、金融制度調査会の委員を

やつておりますが、ここでのいろいろ審議をいたしまして、そうしてその審議の結果、やはりこれは法律を直さなければいけないものですから、なるべく早くということ、いま国会で、この委員会御審議を願つておるわけでございます。そういう手続上の問題でこの問題がおくれたといふことになつてゐるわけでございます。これはむしろ私が御答弁するよりも政府御当局から御答弁いただいたほうがいいかと思ひますけれども、まことにやむを得なかつたのではないかと考えております。

それから第二点の、去年の夏から去年の暮れにかけて日本銀行はドルを相当買ひました。これがどのくらいを買うことになるかと予想しておつたかという御質問のようになつたのでありますが、これは遺憾ながら私どもにも見当が付きませんでした。それでその当時は、これは当然に日本経済というものの、ことに貿易というものがドル建ての輸出入というものが非常に多いわけでございますから、その関係からいいますと、どうしてそのとき、わが国におきましては一ドル三百六十円といふそのときのレートを維持していく、そのために必要なドルはどんなに買つていかなければならぬという方針をとつてまいりましたために、もちろん少なければ少ないほうがよかつたかもしれないけれども、ああいう結果になつたものと思ひます。ただその後もドルの流入が意外に多かつたために、いろいろな為替管理上の措置が幾つもとられて、これは詳しくは大蔵御当局からお聞き願ひたいと思ふのでありますけれども、ただその措置をとつてきたのが、いかにも結果論としては何かあとを追つかけてという印象をお受けになつた方がたくさんおいてゐると思ひます。また、そのことはもつともだと思ひますけれども、私どもとしては、あの当時においては、やはりどうしても一ドル三百六十円は維持していかなければならぬ、そしてそのために必要なドルは買つていかなければならぬという方針でやつてまいつたわけでございます。もちろんこの点につ

いては、先ほど申し上げましたように御批判はいろいろあつたのではないかと思います。

それから、三百六十円を堅持していった政策そのものがよかつたか悪かつたかということにつきましても、はなはだ弁解がましいことを申し上げますが、結果論としてはいろいろの御意見があるとは思ひます。しかしあの当時、あれだけの不安定状態が続いており、しかも日本が、先ほど来申し上げました、ドル建ての輸出入というものがウエイトが非常に高いという特殊の事情からいいますと、取引を円滑にしたいというためには、あとうり限り一ドル三百六十円のレートは守りたい、こういう政策をとってまいりましたことは、あの当時としては私はやむを得なかつた、かように考えます。

○竹本委員 これは非常に時間を要する問題ですから、結論だけ言つたのではどうにもならぬと思うのだけれども、ただ、いまの御答弁では、ちよつと納得できない点が多いです。たとえばやむを得なかつたと言われる。あの当時のやり方としてやむを得なかつた、やむを得なかつたということとは、それぞの人、それぞの機関でやむを得なかつたと思つておられるのかもしれないけれども、国会で政治責任を中心にして議論をする場合に、客観的にそう思つたことが正しかつたかどうかという問題がまた別個にあると思ふんですね。そういう意味からほんとうに本格的な議論をしなければ、はたしてやむを得なかつたかどうかというところは、大いに議論があると思ひます。あるというところだけばくは申し上げておいて、時間がないからやめなければならぬ、たとえばドルをどれだけ日銀が買わなければならぬか、買うかといったような問題について、円買いがどのくらいあるだろうか。私はある政府の有力者から、十五億ドルまではとてもいく心配はないということをお聞きは思つておつたということを、個人的に雑談的に聞いたこともあるのです。まあ名前は言いませんが……、少なくとも為替管理があるからだいじょうぶだと大蔵省は現に言つておつた。そういうよ

うなことで、政府の計算とか、いまのやむを得なかつたというような議論は、いつでも大きく狂つてゐるのですよ。たとえば、八大政策といひましたか緊急政策をやつて、これで円の切り上げの問題は避けると言つていたけれども、思惑というものは一週間に何十億ドルと動くという、輸入政策をちよつと強化して何億ドルドルが解決するか、ちよつとわれわれが計算してみれば、あの政策で円の切り上げを避けるなどということはおおよそ考えられないことですよ、極端にいへば、政府はいまだにそれを言つておるけれども、とにかく言うことはいいですよ、それは必要なことだから。全部間違つてゐるわけではない、それ自身はいいのだから。ただ、それで円の切り上げを避けられると思つておつたところに大きな間違いがあつた。それを私はあのときに指摘したかつたけれども、あまゝり機会がなかつたから。とにかく間違つてゐる。そういう意味で、ドルを幾ら買ひ上げるかというふうなことにしても見通しがつかなかつたというのなら、つかないならまだいいのです。私が言いたいのは、ほんとうは見通しを誤つておつたのだよ。つかないのと誤つたというのと違ふ。このくらいしかいかないだらうと思つてゐたのが、うんとドルを買ひ上げて日銀が四千五百八億円損したでしょう。そういうふうなことになるのは、見通しがつかなかつたというならまだわかるのだ。しかし、そうじゃない。逆に見ておつたのだから。

逆に見ておつた例を言へといへば、私はいろいろ言いたいけれどもやめますが、たとえば一番いい例は、いま三百六十円の問題をおしやつたけれども、あのとき世界の市場の中で、たとえば為替市場を開く、株式市場を開く、三百六十円を守るといふことが常識として受け取つておられたとあなた思つてゐますか。八月十六日の段階で為替市場も開く、株式市場も開く、三百六十円も守るといふことが世界の常識で、それは日本は正しいことをやる、いいことをやる、あたりまえのことをやる、あなたはその受け取つておられたかといふこ

とはどうです、印象的に。

○河野参考人 その当時正しいと思つて国民があられたかどうかという点ですが、私は、その辺は、率直に申し上げまして、どうもよくわかりません。ただ、私もあの当時いろいろ案を考へてみましたけれども、それがあつた得るいろいろな議論の中では、先ほどやむを得ないということばを使ひましたけれども、このやむを得ないというのは、やはり先ほど申し上げましたような方向でいくのよりほかにいい方法がない、いろいろ選択をしました結果それよりほかにあの当時においては方法がないという判断をいたしたわけでありま

○竹本委員 そうではないのです。あのときに、本来ならば即座に円を切り上げるか、少なくとも切り上げることについての幅がなかなか決定できないということもありましたから、あるいは外国に對して責任転嫁をしなければならぬという日本の政策的立場もありましたから、少なくともすぐフロートすべきですよ。私もフロートするだろうと思つたし、ぼくはちよつとあのとき外国におりましたから、フロートするだろうと思つたし、フロートするのがほんとうだと言つた人もおつたのです。例を言えば幾らでもありますが、ことに私が言いたいことは、二週間ももてないような政策を一生懸命やってみるということ自体もおかしい。だから私は、あの政策は、いまおしやるようにやむを得ないものと解釈するわけにはいかなう。やはり政府なり日銀なりが見通しを誤つておつた、あるいは対策を誤つておつたと思ふのです。

いまさらその問題を言つてもじかたがありませんけれども、しかし、情勢判断というものは、けさもちよつと言つただけけれども、いわゆる事務的判断でやるだけではない。もう少し、それは国際的なマインドも必要でしょうし、政治的な見通しも必要なので、ひとつ、副総裁なり総裁もいらつしやるのだから、もっと高いステーツマンシップで最高の政策をやつていただかないとい

う点だけを要望にして、私の質問を終わります。

○齋藤委員長 河野参考人には、御多用のところ、ありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

どうぞお引き取り願ひたいと思ひます。ただいま議題となつております両案中、準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案に関する質疑はこれにて終了いたしました。

○齋藤委員長 これより討論に入るのであります。が、本案につきましては討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○齋藤委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○齋藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○齋藤委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十分散会







昭和四十七年五月十日印刷

昭和四十七年五月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局